



新經濟連盟 規制改革提言2024

2024.9.13

はじめに

コロナ禍に生活様式や仕事のスタイルに変化がもたらされ、その渦中に誕生したデジタル庁の主導によりDXに向けた取組も大きく加速した。

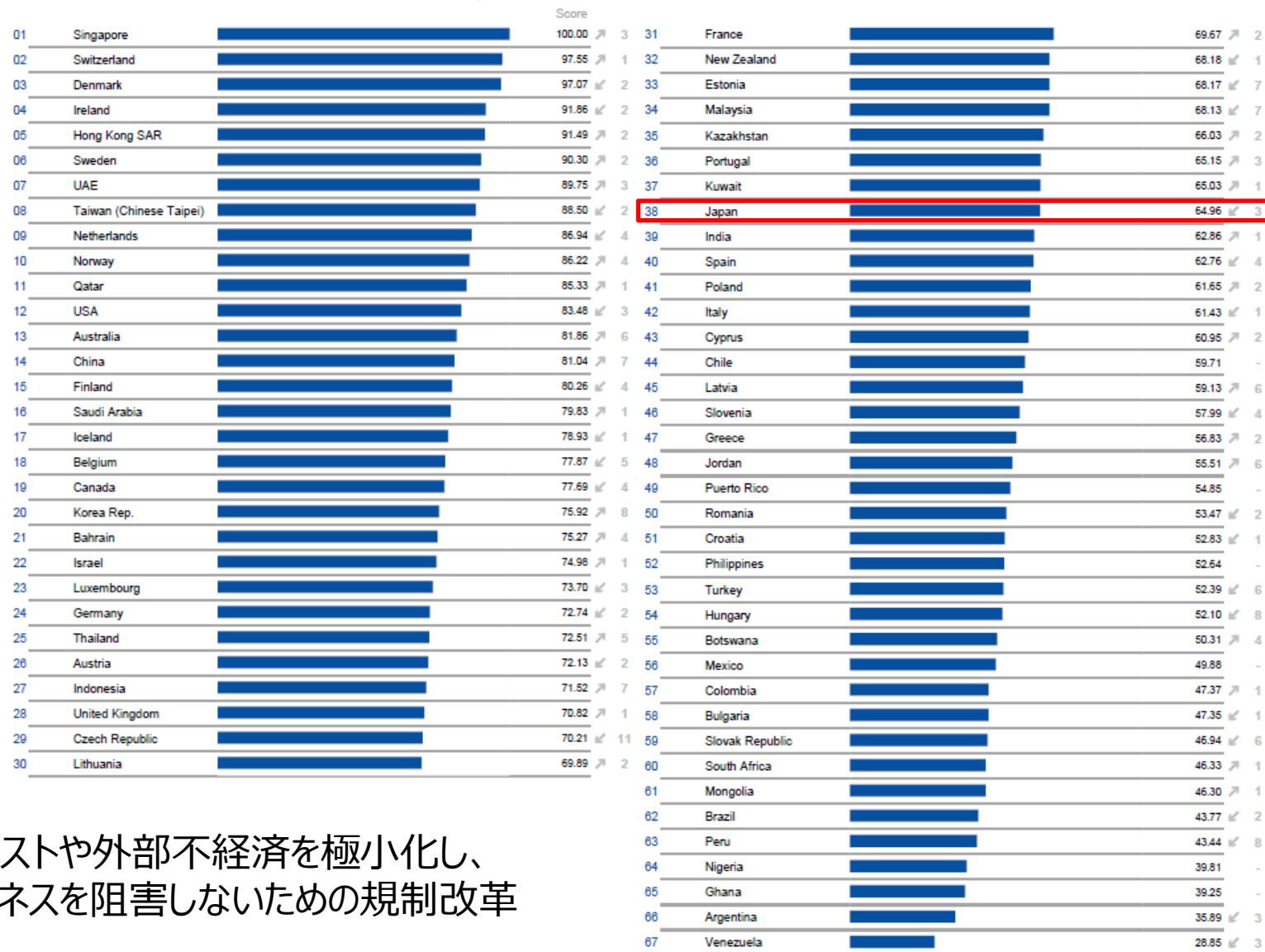
しかし、社会が落ち着きを取り戻した昨今、その揺り戻しとも言える、デジタルの恩恵を否定するような政策論議が首をもたげ始めている。また、DXが中途半端なばかりにかえって煩雑さを見せる手続き等の存在も露わとなっている。

加えて、人口減少・労働力不足に収束を見せる気配はなく、我が国の社会構造自体が深刻な制度疲労に苛まれ続けている。

こうした中、我が国の国際競争力の低下に歯止めがかからない。我が国以上の改革スピードを見せる新興国等に小さからぬ遅れをとっている様子が伺われる。

このような状況を座視することはできない。不要なコストや外部不経済を極小化し、必要な競争環境を整えるべく、デジタル時代のビジネスを阻害しないための規制改革を今こそ推進すべきである。

世界競争力ランキング2024



【出典】IMD World Competitiveness Ranking 2024

※日本は2023年より3ランク下がり38位

今、日本に求められているもの

デジタル経済の中でイノベーション/アントレプレナーシップ/グローバル化を徹底し、
新たな価値の創出（≠コストカット）を通じた生産性の向上により、豊かさを実現すること

様々な課題を残したままでは実現不可能

- 税金が高く国際競争を闘えない
- 規制の制約でビジネスができない
- 「採用コスト」が高く雇用できない
- 地方の創意工夫での改革が進まない
- 政府が迅速に課題に対応できない
- 再分配が効率的に進められない
- 少子化により未来の展望が描けない
- 教育で必要な能力が習得できない
- 外国人・女性が能力を発揮できない

自由で柔軟な ビジネスの創出・展開

- 高い税金を引き下げ
国際競争力を生む税制改革
- デジタル時代のビジネスを
阻害しないための規制改革
- 積極的な雇用や人材活用を
可能とする労働政策

改革促進的・効率的な 政治・行政システム

- 地方政府間の改革競争を
促す統治機構改革
- Pro-businessな行政を
実現する中央政府改革
- 「民」の力を活用した
再分配・社会政策

適材・適所・適時で 人を活かす仕組み

- デジタル経済に対応した
人材を育成する教育政策
- 海外から人材を積極的に
受け入れる移民政策
- 誰もが自ら望む仕事で
実力を発揮できる労働政策



INDEX

- 01 地域交通・地域制度関係
- 02 未上場株式市場関係
- 03 医薬品販売制度関係
- 04 労働基準関係
- 05 障害者雇用関係
- 06 労働者派遣制度関係
- 07 外国人材活用関係
- 08 法人設立・業務運営関係
- 09 オンライン診療関係
- 10 その他

地域交通・地域制度関係

- 地域交通の喫緊の課題の解決策としてライドシェア新法を導入すべき
- 「本人の希望に基づきいつでもどこにでも生活できる社会」の構築に向けて、本年の通常国会で二地域居住促進法が成立したと連動しながら、必要な規制改革関連政策パッケージを進めるべき

※提言事項の詳細は、新経済連盟が本年5月14日に公表した[「地域活力の創生とレジリエンス強化のための緊急提言」](#)参照

ライドシェアの全面解禁

移動手段におけるナショナルミニマムとして、ライドシェアを全面解禁すべき

- 構造的なドライバー不足等に起因する地域や都市や観光地等での各種交通問題に適確に対処し、住民や来訪者に移動手段を適時適切に提供することは、**ナショナルミニマムとして必要不可欠**である。
- 当該問題の解決に向けてできる**選択肢はすべて講ずる必要**があり、ライドシェアの実現に向けた規制改革も早急に行うべきである。
- 新経済連盟では、**具体的な立法提案を2018年に行っている** ([2018年5月8日『ライドシェア新法』の提案](#))。次期通常国会でのライドシェア新法の法案提出を目指すべき。

【現状の評価】

- タクシードライバーがコロナ以降 4 万人減少
- 道路運送法第78条の例外規定である第3号の措置（日本版ライドシェア）は現状の実施状況から見ても不十分
 - ※次のデータは[本年8月18日国土交通省公表資料](#)の解析結果
 - ✓ 集められたドライバーは約4,000人に過ぎず、タクシー事業者の参加率も約27.4%に過ぎない
 - ✓ 国土交通省が指定している総不足台数に対する稼働率（都市部12地域）も約15.2%に過ぎず
- 道路運送法第78条の第2号と第3号の構造的な問題
 - ✓ 自治体あるいはタクシー会社に限定されており、その対応次第
 - ✓ ドライバーの確保が困難
 - 時間と場所が限定された「点の対応」にとどまる。
- 規制改革推進会議で示された関係者のプレゼンやアンケート結果によれば、全国津々浦々での対応の必要性、飲食・宿泊への悪影響、インバウンド対応の必要性が指摘されており、施策の切れ目を設けないことが必要。
- バス・鉄道会社の参入を認めることを国土交通省が議論しているが、それだけを参入させるというものでは不十分かつ不適切
- 移動の足対策として、道路運送法の例外規定の延長のままでは、抜本的な解決にならないことは明らか

二地域居住者等の見える化とそれに伴う制度整備

「本人の希望に基づきいつでもどこにでも生活できる社会」の構築に向けて、二地域居住を促進する法律が成立したことを踏まえ、**二地域居住者等の見える化とそれに伴う制度の整備を図る**ことで、二地域居住等を促進すべき

- 短期的には、「特定居住者等登録制度」（仮称）を導入（事実上の第2の住民票）し、地方自治体と二地域居住者等との接点を強化する。（詳細次頁参照）
- 二地域居住者等が居住できる施設の提供を促進するために、上記登録者が居住するための施設提供サービスは、旅館業法登録が不要（二地域居住の一環であり生活の本拠の一つと外形的に評価できるため）であることを厚生労働省が明確にする。
- 中長期的には、二地域居住等に伴う住民票制度、住民税や選挙権のあり方を検討する。

【備考】「特定居住者登録制度」の提案①

概要

- 2018年通常国会において成立した「改正広域的地域活性化法」における「特定居住」を行う者や地方自治体のサポーター等を地方自治体が申請に基づき登録（事実上の第2の住民票の発行）
- まずは**地方自治体の任意の制度**として試行
- 地方自治体が制度を立案しやすいよう、必要に応じて**政府で目安となるガイドラインを作成する**
【参考】
 - 2022年4月、**自由民主党**地方創生実行統合本部/デジタル田園都市国家構想推進委員会/**二地域居住社会実装タスクフォース**が、**中間とりまとめ**において、「**二地域居住者等登録制度（仮称）**」を提案
 - 国土交通省が、**国土形成計画の議論**の中で、**二地域居住者等が受けるサービスの適正負担の仕組みの構築の議論の必要性**に言及

目的

- 自らのリソースを地方自治体全体の復興等に提供してくれる**自治体パートナーを組織化**し、その**実情とニーズを把握することにより**、各種の行政施策への**ピンポイントかつ的確な反映が可能**になるとともに、**登録により特定化された者に対する支援措置の実施が可能**になる
- **居住者（家族を含む）等への生活基盤サービス**（各種公的施設利用、ごみ収集、災害対応等の行政サービスや教育・医療・交通サービス等）の**的確な提供を可能**にする
- 地域活動や産業の担い手としての**マッチングを行い、地域への貢献度を可視化**
→ 地域課題解決でのパートナーとしての位置付けの明確化
- 二地域居住を行う者等が行政サービスをフリーライドする懸念を解消し、**責任ある地元の生活者等**として地域にかかわることを後押し
- 登録された者に対して、**ふるさと納税の納付や寄付等を奨励**

登録の基準

以下のいずれかの基準を満たす者

- ①ある地方自治体に住民票を持つ者であって、当該地方自治体外の地域に「二地域居住」を行うことにより、一定の生活基盤を当該地域でも有すると認められる者及びその家族
- ②特定の地方自治体の地方創生のために必要な具体的な協働行動をしている又は行動をする確実な予定を持っている者及びその家族

【備考】「特定居住者登録制度」の提案②

登録内容

1. 氏名及び住所（地方自治体内に二地域居住等している場合は当該居住地の住所を含む）
2. 地方創生のために協働していること又はその予定に関する具体的な内容
3. 居住環境確保、行政サービスの利用その他上記2. の地方自治体の地方創生のための協働活動に必要な事項に関する要望
4. ふるさと納税や寄付等地方自治体に対する金銭的支出の有無

※登録後は、地方自治体の地方創生に係る協働活動に関する**定期的な報告**を登録者に求める。

※登録内容や活動報告に関する対外的な公表項目は、プライバシーとの関係も考慮して今後詳細を検討

登録者への効果

1. 登録者票を発行することによる地方自治体パートナーとしての対外的な**見える化**、「〇〇自治体パートナー」としての**コミットメントの向上**
2. 登録者（家族を含む）に対する、地方自治体による**居住環境の確保への優遇・支援**※
※「改正広域的地域活性化法」における「広域的地域活性化基盤整備計画」での位置づけや交付金の活用等
3. 登録者（家族を含む）が活用する居住サービスは、二地域居住等の一環であり生活の本拠の一つなので、**旅館業法の登録が不要**であるという運用を地元の保健所が行う
4. 登録者（家族を含む）に対する、パートナーとして生活することへの地方自治体による**生活環境整備の優遇・支援**※

※【例】①**妊娠・出産費用の支援**を実施、②**公共交通の各種住民割引の対象**にすることや**二拠点間の移動負担への支援の実施**（ふるさと納税の活用含む）や**二地域拠点間移動のための定額サブスクサービス**を民間交通事業者と連携して実施、③地方自治体内教育委員会が都市部の教育委員会と協議して**区域外就学制度**を活用した**デュアルスクール**（次々頁参照）を実施、④**保育園入所や学童保育・一時保育の受け入れ**を実施、⑤**奨学金制度の活用**、⑥その他**住民向け優遇措置やクーポン、バウチャーの横展開**、⑦**地域おこし協力隊等を通じた金融支援含む支援**等

登録者の組織化

リアルの拠点とデジタル技術を活用して、登録者、行政、地元企業・農協・商工会議所等、「二地域居住等支援法人」等から組成されるコミュニティプラットフォームを形成。登録者DBの作成、相互の情報共有、マッチング等を実施

※「改正広域的地域活性化法」において導入された、二地域居住者に対して、住まい・仕事・コミュニティを提供する活動に取り組む法人の指定制度

デュアルスクールの整備促進に向けた環境整備

「本人の希望に基づきいつでもどこにでも生活できる社会」の構築に向けて、二地域居住を促進する法律が成立したことを踏まえ、**二地域居住者等の世帯にとっての教育環境を整備**することで、二地域居住等を促進すべき

- デュアルスクール（次頁参照）の拡大に向けた環境を整備する。
 - ✓ 二地域居住者等の就学に係る教育委員会間の合意方式についてオプトアウト方式を検討するほか、都市部と地方の教育委員会の協議の場を積極的に設定
 - ✓ 区域外就学制度の普及啓発の強化
- オンライン教育の拡大と更なる規制改革の推進を行う。
 - ✓ 授業受信側の教室に配置する者を教員以外の者でも可に変更
- 二拠点等居住者（登録制度により登録をした者）に対する受け入れの促進に関する環境を整備する。
 - ✓ 保育園の入所
 - ✓ 一時保育・学童保育の受け入れ

【参考】デュアルスクール

デュアルスクールとは、地方と都市の二つの学校が一つの学校のように教育活動を行うことができる、徳島県教育委員会が推進する事業。

【制度の概要】

- **地方と都市の2つの学校の行き来を容易にし、双方で教育を受けることができる「新しい学校のかたち」**

【法令との関係】

- 現行の学校教育制度では、2つの学校に籍を置くことは認められていない。デュアルスクールは、「**区域外就学制度**」を活用する。
- 都市部に住民票を置いたまま、保護者の短期居住（数週間程度）にあわせて**徳島県の学校に学籍を異動**させる。1年間に複数回の行き来も可能。
- 地方と都市の双方の**教育委員会**の間の合意があれば、**転校手続を簡略化して、2校間の移動が容易**となる。
- 学籍を異動させているため、受入学校での就学期間も住所地の学校では欠席とならず、受入学校での出席日数として認められる。

【区域外就学制度との関係】

- 区域外就学については、「**通学区域制度の弾力的運用について**」（1997年文初小第78号）において、「市町村教育委員会において、地理的な理由や身体的な理由、いじめの対応を理由とする場合の外、**児童生徒等の具体的な事情** に即して相当と認めるときは、**保護者の申立により、これを認めることができること**」としている。
- 上記の「相当と認めるとき」には、**地方への一時的な移住や二地域に居住するといった理由**から、保護者が児童生徒を住所の存する市町村以外の学校において就学させようとする際、市町村教育委員会において、教育上の影響等に留意しつつ、児童生徒等の具体的な事情に **即して相当と認められる場合も含まれる**ところ。

【参考】「**地方移住等に伴う区域外就学制度の活用について**」（2017年初初企第22号）

可動式コンテナ等の導入促進

「地域生活圏」構築のための環境を整備する観点から、平時・災害時にも活用できる可動式コンテナ等の導入を促進すべき

- 新たな暮らしの環境整備や自律分散型インフラの活用促進による「**地域生活圏**」の構築のための環境を整備する観点から、**平時・災害時にも活用できる可動式コンテナ等の導入を促進**することが重要であり、そのために必要な環境整備を図る。
- なお、**総理が移動型車両等の登録制度・データベース整備の検討に言及**※しており、この環境整備は重要な政策課題。

※本年6月10日に首相官邸で開催された「第7回令和6年能登半島地震復旧・復興支援本部」における岸田総理発言「…トイレカー、キッチンカー、トレーラーハウスなどの移動型車両等の登録制度、データベース整備の検討…について、関係大臣連携して、速やかに取組を進めてください。」

【参考】トレーラーハウス、コンテナハウスの取扱い

	トレーラーハウス	コンテナハウス
法律上の定義	建築基準法・道路運送車両法上で「車両」に該当 ※随時かつ任意に移動できるかどうかポイント	建築基準法第2条第1号で「建築物」に該当
法定耐用年数 (償却期間)	4年（「車両」扱いの場合）	31年（「建物」扱いの場合） ※「器具備品」に該当するコンテナは7年
税制	自動車税	固定資産税
環境整備として 必要なこと	国税庁に、トレーラーハウスの「車両」としての取扱い 及び法定耐用年数に関する 統一見解 を出してもらう	コンテナハウスの活用促進に向け、法定耐用年数を二拠点 居住整備の促進等一定の場合に短縮化（任意で移動 可能な「器具備品」該当のコンテナと同程度に）

地域活性化のための横串法の整備

民間の創意工夫を生かして地域活性化を図るべく、地域ならではの資源の活用の障害となる制度に横断的にまとめて対処する一括法を整備すべき

- 豊かな自然や美しい眺望等、地域はそれぞれに固有の資源に恵まれている。しかし、これを利用した地域活性化を図ろうとしても、用地の確保には土地の取得・開発等に関する、施設の整備には建築物の構造・設備等に関する各種の規制があるため、実現まで時間を要したり、そもそも構想自体が実現できなかつたりする等の事態に直面することもある。
- 例えば次のような事例が挙げられるところ、各々に内在する課題をまとめて解決できるよう一括法を整備すべき。

【事例 1】廃止された小学校等の公的不動産の飲食・宿泊施設としての再生

- ✓ 廃校となると、電気や水道などのインフラは停止。再び活用する際にはその復旧や改修のため多額の費用を要する。例えば、廃校になっても避難所扱いにすることで最低限のインフラは維持するような保存ルールを策定することが有効。
- ✓ 廃校を飲食・宿泊施設として改修する場合にも、食品衛生法や旅館業法に基づく施設基準に従う必要があるが、再生事業者にとって重い負担。地域活性化につながることを条件として当該基準を緩和することを検討すべき。

【事例 2】グランピング等のアウトドアレジャーの促進

- ✓ 近年人気のアウトドアレジャー施設には形態（グランピング、インスタントハウス、トレーラーハウス、サウナ等）により建築基準法、旅館業法や公衆浴場法等の枠組みに明確には当てはまらない場合が多く、法的にグレーな状態。
- ✓ 魅力のあるコンテンツは草の根レベルから広まっていくことが多い。そうしたファーストペンギンをコモディティ化（横展開）することで地方創生へ繋げるための環境整備を行うべき。

【事例 3】郊外の遊休地等の活用

- ✓ 郊外の遊休地や自然区域等といったエリアに過度の開発規制を課すことは、地域に埋もれた有効資源の活用を妨げ、地方の活性化の観点からも疑問。これらの地域においては、特に地域活性化を条件として、開発規制（郊外の遊休地に係る都市計画法第29条による規制、自然区域に係る自然公園法第20条第3項による規制等）の緩和の特例を設けることで、地方創生につなげるべき。

未上場株式市場関係

- 日本では、米国等諸外国と比べて、未上場段階における企業の投資家への発行募集・勧誘に対する規制が厳しい
- 結果として未上場株式市場が他国と比べて未発達で、未上場でも成長している企業の資金調達環境が劣る
- したがって、**成長企業の資金調達環境改善のための規制改革**を実施することで、**諸外国と同様に、銀行型金融中心から、市場型金融中心への転換**を実施すべき
- そのための**パッケージ施策として6つの事項を提案**

※提言事項の詳細は、本年4月3日の規制改革推進会議WGにおける[新経済連盟プレゼン資料](#)参照

資金調達コストの合理化のための規制の見直し

膨大な資金調達コストを合理化するため、諸外国の事例を参考にして、

- ①「少額公募」の上限額、有価証券届出書届出義務の下限額を**1億円から段階的に当面20億円まで拡大**すべき
- ②併せて、上記の額以下の募集には、**開示書類作成費用が適切である簡易開示義務を導入**すべき

➤ ①について、米国では全米で約105億円、各州で7億円まで、EUでは約12億円。

➤ ②について、**日本では、簡易開示が導入されていない。高コストの厳格な開示**（監査証明添付の有価証券届出書、有価証券報告書（毎年度））しかない。

公募(募集・売出し)における開示資料

◎少額公募(少額免除)
1億円未満の公募
開示は一切なし

1,000万円超で
有価証券通知書の提出
義務(非公表)
募集条件等記載

◎上場する場合で、
1億円以上の公募

- ①有価証券届出書
(監査証明2期分)
- ②有価証券報告書(毎年度)
(監査証明1期分)
- ③四半期報告書
- ④内部統制報告書
(上場後4年目から監査あり)
- ⑤臨時報告書(適時開示)

◎上場しない場合で1億円以上
5億円未満の公募(少額募集)

- ①有価証券届出書(連結データの省略)
(監査証明5期分)
- ②有価証券報告書(毎年度)
(監査証明1期分)

タスクフォース報告書

さらに、「サステナビリティに関する考え方及び取組」と「コーポレートガバナンスの概要」の記載の省略を可とする(約100項目中の二つ*1) 監査証明を上場する場合と同様に2期分に削減する。この程度で、ほとんど活用されていない「少額募集」が使われるようになるか疑問。

- ✓ 1億円以上・50人以上の公募で、**未上場企業に1億円もの費用がかかる厳格な開示義務 (Full disclosure) が課される。**

有価証券届出書の作成と監査だけで4,000万円～7,000万円（監査証明2期分として）、毎年度の有価証券報告書3,000万円～も生じる。

- ✓ 資金調達額に比べて法外なコストが生じるため公募がファイナンスの手段となり得ない。

タスクフォース報告書では、**上場せずに5億円未満の公募(少額募集)**をするときの有価証券届出書の記載の簡素化を図る。厳格な開示が求められる募集・売出しの開示の簡素化には限りがある中、十分な開示コストの削減とならず、スタートアップの公募促進やクラウドファンディングの拡大の効果は乏しい。

* 1 有価証券届出書の様式(第2号様式)の項目のうち「記載上の注意」のあるものの数。

【参考】米国の開示方法・費用と調達コスト等

- 米国では、不特定多数の投資家への公募での厳格な開示義務を少額公募、私募では免除。
少額公募では、募集額が下がるごとに段階的に開示負担が軽減された簡易開示義務を導入。
- 簡易開示では、開示書類の様式（フォーム）と財務データの保証方法を、募集額に応じてきめ細やかに簡素化。
 - 財務諸表の保証の方法を、会計・監査の電子化の中、**監査**（オーディット、無限定保証）、**レビュー**（部分保証）、**コンピレーション**（公認会計士による作成）等にして、費用を低減している。
- これら開示資料の作成費用を募集額に対して数%前後、調達コスト全体を10%程度以下に抑制。
 - 募集額に対して、証券会社の仲介や引き受け手数料は4%～8%程度。開示資料作成費用、監査等の費用を入れた調達コスト全体で、募集額に対して概ね10%程度よりも低く抑えられている。

制度・規則	募集額の段階	財務諸表の保証の方法* 2
証券取引法第5条	・7,500万ドル超	監査
レグA Tier2	・7,500万ドル以下,	監査
レグA Tier1	・2,000万ドル以下	コンピレーション
レグDルール504	1,000万ドル以下	州法の公募による。
株式投資型クラウドファンディング	500万ドル (7億500万円)以下	監査
	123万5,000ドル (1億7,413万円)以下	レビュー
	61万8,000万ドル (8,713万円)以下	コンピレーション
	12万4,000ドル以下 (1,748万円)以下	連邦法人税申告書を添付
州の少額公募	・500万ドル以下	監査
	・200万ドル以下	レビュー
	・100万ドル以下	コンピレーション
	50万ドル以下	常勤役員、財務担当役員が認証

〔参考〕会計士数の比較

- ✓ 米国（2023年9月時点）：672,587人、人口比約0.2%
- ✓ 日本（2023年7月時点）：35,145人、人口比約0.02%

証券会社による未上場株式の勧誘の解禁

証券会社による未上場株式の勧誘の原則禁止ルール（自主規制）を撤廃すべき

- 証券会社は、**自主規制**により、未上場株式の投資勧誘を**原則禁止されているのが現状**。
- 証券会社が投資勧誘できる例外制度はあるものの、株式コミュニティ、株式投資型クラウドファンディング、特定投資家私募等のみに**限定**されている。
- したがって、**小額公募、少人数私募等ではそもそも勧誘が禁止されているため、企業は証券会社の顧客網を活用した資本調達を小額公募や少人数私募等を通じてできない**。

株式投資型クラウドファンディング利用拡大のための規制改革

株式投資型クラウドファンディング（ECF）の利用拡大の観点から、企業の募集上限や投資家の投資上限の拡充、シンジケート型ECFの導入、特定投資家私募と同時実施の解禁、勧誘・仲介規制の緩和等を図るべき

- 現状では、**クラウドファンディング（ECF）が制限されており対応コストも大きい**。諸外国では、初期段階のスタートアップ・中小企業のエクイティ調達的手段として発展してきており、そのための必要な制度改革も実施。日本のECFは、1億円未満の少額公募の範囲で、投資家1人1社への投資額が年間50万円以下とされるため、発行企業が1億円弱募集するのに200人弱の株主が必要。転売もできず、次の資金調達的手段もない。
- 政府が利用拡大の方向性を出しているが、**詳細面はこれからなので制度化に向けて上記事項を反映させる必要がある**。
- 資金調達コストの合理化の観点からの開示規制の見直し（P16参照）をしないままでは、**開示コスト合理化の手当てが十分ではないことになり、このままでは規制緩和の方向で解禁してもそれだけではワークしきれない**。
- ついては、**次の措置**を講じるべき。
 - ① **開示規制の見直しを前提**とした上で、**企業の募集上限を、現行の1億円から、例えば5億円に拡充**すべき。
 - ② 併せて、投資家の投資上限を現行の1企業に50万円から、投資家一人、年収や住居等を除く資産の10%、最大1,000万円に拡充すべき。
 - ③ **シンジケート型（個々の投資家ではなくシンジケートが株主となる形態）のECFを導入**すべき。シンジケートを組成するECF事業者には投資運用業のライセンスが必要になると思われることから、シンジケート型を少額1種の範囲に含め投資運用業は不要とする等、当該規制の特例措置を導入すべき。個別銘柄の専用ファンドも取扱い可能となるよう検討。
 - ④ 特定投資家の投資額をECFの募集額の上限額の計算から除外し、**ECFと特定投資家私募の同時実施**を認めるべき。
 - ⑤ 第1種金融商品取引業者がECFを取扱うときに、サイトの外での対面やセミナーでの**勧誘**、オンライン・プラットフォームでの投資家間の**売買の仲介を全面的に認める**べき。（まず、日証協の規則を改正し、第1種金業者のECFにおける特定投資家向けの勧誘は、プラットフォームと対面による勧誘の両方を直ちに認めるべき。）

私募制度の見直し

企業による資金調達環境の改善のため、募集対象者条件と勧誘規制を見直すべき

- 少人数私募では3か月間の**勧誘先数を49名/社以下に制限。インターネット等で勧誘できない。**
 - ✓ 米国では購入先35名以下、EUでは勧誘先150人以下とされている。
 - ✓ 「勧誘」の範囲が不明確で、個別に訪問することになる。韓国では募集条件等の公表は勧誘の範囲外。
- ついては、**次の措置**を講じるべき。
 - ① 少人数私募の対象を「**勧誘先49名/社以下**」から「**勧誘先は無制限、購入者49名以下**」にする。
 - ② 適格機関投資家私募、特定投資家私募も、「**勧誘先**」でなく「**購入者**」を限定することとする。
 - ③ 募集・勧誘で**インターネット等による広告宣伝の活用を可能**とする。

適格投資家の対象の拡大

企業による資金調達環境の改善のため、諸外国の事例も踏まえ、適格投資家の対象を拡大すべき

➤ 私募・私売出しの対象となる**適格投資家（適格機関投資家＋特定投資家）の範囲が狭い。**

✓ 「適格機関投資家」の範囲：

- 機関投資家、金融機関、有価証券残高10億円以上の法人・個人。機関投資家、大企業、超富裕層等に限定。中堅・中小企業経営者など一般投資家の多くは範囲外。

✓ 「特定投資家」の範囲：

- 適格機関投資家に加え、資本金5億円以上の企業。他の法人と個人は、証券会社の承諾が必要。個人は、投資経験1年以上で、純資産又は投資資産3億円（金融業経験者、中小企業診断士等は1億円又は年収1,000万円）以上など。

【参考】米国の適格投資家（個人）：

- a. 住居以外の資産100万ドル（1億1千万円）又は年収20万ドル（2,200万円）、世帯で30万ドル（3,300万円）以上
- b. 特定の経験、資格のある投資する十分な地域・専門性のある者
- c. 資産管理会社の従業員及び顧客資産家

➤ ついては、**次の措置**を講じるべき。

- ① **主要国並みに、純資産5,000万円以上又は年収2,000万円以上の個人や、資力はこれに満たなくても、中小企業経営者、大企業幹部、一般ビジネスマンなどの事業投資を理解する者に拡大する。**
- ② **適格投資家であるかどうかの判断方法、規制手法を転換する。**（金融庁長官への届出・公表や証券会社の事前確認は廃止し、企業又は証券会社に取引時の確認義務を課すことに変更する。）

オンラインマーケットプレイス整備に向けた規制改革

企業による資金調達環境の改善のため、諸外国で実施されているようなオンラインマーケットプレイスを整備することとし、引き続き制度構築を目指していくべき

- 6月までの通常国会で成立した**金商法改正**（1種金商業の登録要件緩和と一定の場合のPTSの認可不要化）はオンラインマーケットプレイス整備に向けたあくまでも第一歩として認識し引き続き改善に受けた継続的な議論が必要。
- **次の観点**から引き続き制度構築を目指していくべき。
 - ① **諸外国で実施されているオンラインマーケットプレイス**（多数の一般投資家から、証券会社の仲介の下、プラットフォームにおいて多額のエクイティが調達され、エクイティが投資家間で流通する枠組み）のレベルに**日本の制度改革が到達しているかについて、定点観測を行い、適宜必要な制度見直しを継続していくことが必要**。
 - ② 法律改正では**下位法令に委任**されているところもあり、その内容が取引活性化の観点で適切なものになっているか**見極めが必要**（登録要件緩和対象の有価証券の範囲が幅広く認められるのか、PTS認可不要になる対象範囲が過度に制限されていないか、実際の手続きの際の対応コストが過重でないかなど）。
 - ③ **PTS（私設市場システム）の規制対象を、自動オークション形式**（人の手を介さずにコンピュータシステムで大量の売りと買いをマッチングさせ市場価格を決定するもの）に**限定**する。これにより、**PTSの手続きを得なくても、証券会社がマーケットプレイスを開設できることを明確化**する。
 - ④ **ECFがセカンダリー市場を併設**することを可能にする。少なくとも、株主コミュニティや特定投資家私売出しにおける気配の競合がない指値の取引は、PTS手続きがなくても、証券会社のプラットフォームでできるようにするべき。
 - ⑤ **取引頻度が低く市場価格が形成されていないような場合は、相場操縦やインサイダー取引の防止の体制整備義務等も不要**とする。
 - ⑥ **株主コミュニティの運営会員(証券会社)が新規会員を勧誘**することを解禁する。また、**会員間の転売で、気配の競合のない指値取引をプラットフォームで実施**することをPTSの規制対象外とする。

医薬品販売制度関係

- 厚労省において医薬品販売制度の見直しの検討が行われており、エビデンスに基づかない主観的な議論によって規制が強化されるおそれ
- 合理的根拠のない「対面原則」によってデジタルを活用したインターネット販売が禁止・制限されるおそれ
- エビデンスや合理的根拠のない規制によりデジタルの利活用を阻害することの無いようにすべき

濫用等のおそれのある医薬品の販売制度の見直し

一般用医薬品の一部（風邪薬等）の販売制度の見直しについて、**インターネット販売の禁止案を撤回すべき**

従来のルール：

- 対象の医薬品について、原則 1 人 1 包装の販売や他店舗での購入状況等に関する確認等（薬機法施行規則・告示による）※対面かネットかで違いなし

制度見直しのきっかけ：若者の間で市販薬のオーバードース（濫用）が問題になっている

現在検討されている案：

- 対象の医薬品について、**ネット販売を一部※禁止し、対面またはビデオ通話の義務付け**
※20歳未満への販売、20歳以上への小容量製品（基準未定）以外の販売等

現在の案の問題点：

- エビデンスが一切ないまま、「対面しないから」という理由だけで、これまで認められてきた風邪薬等のネット販売を禁止しようとしている
- 現在の販売方法の問題点と解決すべき課題、それらの因果関係、期待される効果、事業者の負担、適正利用者への影響、対象の医薬品の有用性と危険性に関するデータなどが全く示されていない

新経連の要望：

- インターネット販売の一部禁止案を撤回**し、対面でもネットでも、濫用目的で購入しようとする者の需要低減対策を行うべき
- 市販薬の濫用防止には、**孤独・孤立対策や相談機関・支援機関の充実・注意喚起や相談窓口の紹介**といった**需要低減への対策が重要**であり、販売時の規制による供給低減に偏った対策を取るべきではない

一般用医薬品の販売区分および販売方法の見直し

一般用医薬品の販売制度の見直しについて、

① **第2類と第3類の区分を無くす案を撤回すべき**

② 現状の関与の**実態把握**と、関与の違いによって利用者にとどのような影響が出ているかを調査し、第2類と第3類それぞれのリスクに応じてどのような関与を**最低限のルールとして定めるか**を検討すべき

従来のルール：

- ・ 第2類については情報提供の努力義務、第3類については情報提供の義務・努力義務なし（薬機法による）

制度見直しのきっかけ：明確なきっかけは不明

現在検討されている案：

- ・ ①現状の**第2類と第3類の区分を無くし**、②現状情報提供の義務・努力義務のない3類も含めて、資格者の**関与（内容不明）の義務を明確化し**、関与（内容不明）の際に必要なに応じて（内容不明）情報提供を行うことを新たに義務付け

現在の案の問題点：

- ① **実態調査も利用者の意識調査も合理的根拠もなく**、メリットも見いだせないまま、区分を無くしてしまうことで、製薬会社・販売現場・利用者の負担が増し、セルフメディケーション推進に逆行する
- ② 義務化される関与の内容や必要に応じた情報提供の内容が不明→従来のネット販売が事実上制限されるおそれ

新経連の要望：

- ① **第2類と第3類の区分は無くすべきでない**
- ② 現状の関与の実態把握と、関与の違いによって利用者にとどのような影響が出ているかを調査し、第2類と第3類それぞれのリスクに応じてどのような関与を最低限のルールとして定めるかを検討すべき

要指導医薬品の販売制度の見直し

要指導医薬品について、

- ① **全ての要指導医薬品をオンライン服薬指導ができる対象とすべき**
- ② 合理的根拠なく「一般用医薬品に移行しない要指導医薬品」が設けられないようにすべき

従来ルール：

- ① 対面による情報提供が義務・オンライン服薬指導禁止（薬機法による）※医療用医薬品はオンライン服薬指導可
- ② 要指導医薬品としての販売開始から一定の調査期間経過後は一般用医薬品に移行する（薬機法による）

制度見直しのきっかけ：医療用医薬品のオンライン服薬指導が認められていること

現在検討されている案：要指導医薬品のオンライン服薬指導を可能にするが、

- ① 一部の要指導医薬品をオンライン服薬指導の対象から除外できる制度にする
- ② 要指導医薬品としての販売開始から一定期間経過しても一般用医薬品に移行しない設定ができる制度にする

現在の案の問題点：

- ① 薬剤管理と服薬指導は区別すべきであるところ、合理的根拠なくオンライン服薬指導が認められない要指導医薬品が発生するおそれ
- ② 「ネット販売させたくない」といった合理的でない理由で、一般用医薬品に移行しない要指導医薬品が発生するおそれ

新経連の要望：

- ① **オンライン服薬指導の対象から除外する要指導医薬品を設けるべきではない**

※店頭での服用が必要なら、プライバシー保護の観点から

- a) 店頭服薬指導+店頭服用
- b) オンライン服薬指導+店頭服用

いずれも認められるべき

- ② 「一般用医薬品に移行しない要指導医薬品」を合理的根拠なく追加できる制度には反対

労働基準関係

「労働者は弱く、守られるべきもの」という**旧来の発想から脱却**し、意欲ある労働者が**「時間」に縛られず働く**ことを可能に

➡ **イノベーションを創出**

※提言事項の詳細は、新経済連盟が本年6月7日に公表した「[労働基準法等の見直しに関する提言](#)」参照

労働基準法等の見直し

ホワイトカラーの新たな労働制度を創設すべき

- 働き方の多様化により、労働時間に縛られない働き方を選ぶ労働者への選択肢の提供が必要（自発的キャリア形成の後押し）
- ホワイトカラーの自律的な時間・健康管理の促進が必要

年次有給休暇の時間単位取得の上限を撤廃すべき

- 柔軟に有給休暇が利用できるよう選択肢の拡大が必要

労働者性の判断基準を見直すべき

- あらゆる関係者の共通理解を得られやすくするための検討が必要

労使コミュニケーションのあり方について再検討すべき

- 集团的労使対話が必要な場面はどのような場面なのか、どうして必要なのかを検証することが必要
- 集团的労使対話が必要な場面において、過半数組合がない場合は専門家を立てて交渉できるような制度整備をすべき

【議論のたたき台】ホワイトカラーの労働制度設計（仮称：ホワイトカラー・オプション）

ホワイトカラー労働者は段階別の労働時間ルールに統一し、自身の選択により適用される労働時間を選ぶようにしてはどうか

	従来の労働時間制	裁量労働制	高度プロフェッショナル制度
対象労働者の候補者	右記以外の者	ホワイトカラー労働者のうち、業務についてある程度の経験を持ち、就業時間の管理について当該労働者の裁量があるもの	ホワイトカラー労働者のうち、高度の知識及び経験を持ち、業務遂行・時間管理についてあらゆる裁量権があるもの
制度採用手続	-	N/A	N/A
適用の効果	従来の規制どおり（8h×5D）	就業規則等で定める時間労働したものとみなす	労働時間、休憩、休日・深夜割増賃金の規定が適用除外となる
労働者の選択権	-	必要（労働者の選択権を阻害した場合は罰則あり）	必要（労働者の選択権を阻害した場合は罰則あり）
労働時間の把握の要否	必要	必要	不要
割増賃金の要否	必要（現行法どおり）	必要（みなした労働時間を超えた場合に限る）	不要
残業時間上限	あり（現行法どおり）	あり（年間960h、月平均80h以内）	N/A
健康確保措置義務	現行法に準ずる	現行法 + 有休と別の休暇の付与/消化（通算2週間）、相談窓口設置義務	年2回以上の健康診断・保健指導実施、サバティカル休暇付与/消化（通算4週間以上）、相談窓口設置等義務

※高度プロフェッショナル制度については現行のような一律の年収要件（1,075万円）を設けず、使用者から提示される年収を踏まえつつ、労働者が自らの意思で選択できるようにすることを想定

0 5

障害者雇用関係

障害者雇用促進法の見直し

法定雇用率を見直すべき

- 一律の法定雇用率を設定するのではなく、企業規模や業種等によるメリハリが必要
- そもそも、法定雇用率の政策的位置づけ（最終目標なのか、他の目標達成のための手段なのか）の再検討が必要ではないか

※法定雇用率について

- 障害者雇用促進法に基づく法定雇用率は企業規模を問わず一律
- 2024年4月から法定雇用率は2.5%、2026年7月以降は2.7%に引上げ

「就労者」概念を導入するとともに、業務委託スタッフを法定雇用率への算入対象とすべき

- 現行法では雇用契約を締結した者しか労働者としてカウントがされず、業務委託スタッフはカウントの対象外
- 働き方の多様化を踏まえ、さまざまな就労形態を総合的に評価することが必要

障害者版「労働力調査」を実施すべき

- 障害者の就労ニーズ（業種、職種、就労形態）や失業率を把握、労働市場とどれだけマッチしているのかを調査することが必要
- その結果により、法定雇用率の見直しや適切な支援策を検討してもよいのではないか

【備考】障害者雇用の現状

（企業規模別）

現行の法定雇用率ベースだと、大企業しか達成が難しい

※赤塗り部分は、2024年4月以降の法定雇用率を適用した場合に達成できていない（又は法定雇用率達成企業割合が半数を割る）部分

企業規模	実雇用率	法定雇用率達成企業 [※] の割合
43.5～100人未満	1.95%	47.2%
100～300人未満	2.15%	53.3%
300～500人未満	2.18%	46.9%
500～1,000人未満	2.36%	52.4%
1,000人以上	2.55%	67.5%

【出典】上表・右表いずれも厚生労働省「[令和5年障害者雇用状況の集計結果](#)」

※集計当時の法定雇用率は2.3%

（業種別）

医療系以外の業種は法定雇用率の達成がほぼ難しい

※赤塗り部分は、2024年4月以降の法定雇用率を適用した場合に達成できていない（又は法定雇用率達成企業割合が半数を割る）部分

業種	実雇用率	法定雇用率達成企業 [※] の割合
医療・福祉業	3.09%	62.1%
運輸・郵便業	2.39%	56.4%
製造業	2.32%	57.0%
サービス業	2.30%	48.6%
宿泊・飲食サービス業	2.23%	48.8%
卸売・小売業	2.21%	40.5%
学術研究、 専門・技術サービス業	2.20%	35.2%
建設業	2.09%	51.1%
情報通信業	1.91%	29.9%

【障害者雇用の特例制度】

現行法は、単独で事業を行う中小企業に対するメリットやフリーランスとして働く障害者との契約メリットがない

特例子会社

特別の配慮をした子会社を設立して一定の要件を満たすと、特例子会社に雇用されている障害者が親会社や関係会社に雇用されているものとみなされて、障害者の雇用率として含めることができる制度

LLP（有限責任事業組合）の算定特例

事業協同組合（Limited Liability Partnership）等を活用した共同事業が対象。一定の要件を満たすものとして認定を受けたものについて、その事業協同組合等とその組合員である中小企業（特定事業主）における実雇用率を通算することができる制度

【備考】現在の法定雇用率の問題点

- 障害者雇用政策の意義と体系的な目標を改めて議論することが必要
- 障害者の失業率や就労ニーズ等を調査、現状の正しい把握が必要

- ・企業規模・業務を問わず一律であるため、人手不足に苦しむ中小企業を中心に達成のハードルが著しく高い
- ・障害者の就労ニーズに関する統計がないため、現在のニーズを踏まえた雇用率となっていない疑いがある（数ありきの雇用率設定？）
- ・法定雇用率の政策的位置付けが明らかにされていない（法定雇用率が最終目標？それとも他の目標達成の手段？）

（参考）除外率制度について

- ・過去の法改正で既に廃止が決まっているが、完全に廃止するには課題が多い
- ・完全廃止の見直しの検討又は業種別の雇用率設定の検討、障害者の就労ニーズ等の調査が必要

除外率設定業種	現在の除外率
非鉄金属製造業（非鉄金属第一次精製業を除く）、倉庫業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空運輸業、国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る）	5%
採石業、砂・砂利・玉石採取業、水運業、窯行原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る）、その他の鉱業	10%
非鉄金属第一次精錬・精製業、貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	15%
建設業、鉄鋼業、道路貨物運送業、郵便業（信書便事業を含む）	20%
港湾運送業	25%
鉄道業、医療業、高等教育機関	30%
林業（狩猟業を除く）	35%
金属鉱業、児童福祉事業	40%
特別支援学校（もっぱら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	45%
石炭・亜炭鉱業	50%
道路旅客運送業、小学校	55%
幼稚園、幼保連携型認定こども園	60%
船員等による船舶運航等の事業	80%

〔注〕非鉄金属製造業、国内電気通信業、林業、特別支援学校、船員等による船舶運航等の事業以外の業種は、日本標準産業分類において分類された業種区分による。

06

労働者派遣制度関係

労働者派遣・請負の区分に関する疑義応答集の見直し

人手不足を考慮し、1人常駐であっても偽装請負と判断されないケースを認めるべき

- 現行の疑義応答集では、請負作業場に作業者が1人で管理責任者を兼任している場合には一律偽装請負と判断される。
- 作業の規模や内容によっては、1人で十分であることから、請負契約に基づいて常駐する作業者が1人で管理責任者と兼任であっても、自ら作業等を管理し作業を遂行する場合には労働者派遣ではなく請負と判断できるようにすべき。

発注者以外の事業者と受託者との間に雇用関係が無いフリーランスへの業務委託等については、原則として偽装請負の問題が発生しないことをわかりやすく記載し周知すべき

- **フリーランスが業務を受託する場合など、発注者以外の事業者と受託者との間に雇用関係が存在しない場合には、そもそも原則として労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分は問題とならないはずであり、厚生労働省作成の「労働者派遣・請負を適正に行うためのガイド」にも同様のことが記載されているが、疑義応答集ではそのことが説明されていない。**
- 基本的に1人で業務を遂行するフリーランスへの業務委託等が「偽装請負」と誤解されることを避けるため、疑義応答集に上記を記載し、周知すべき。

【参考】

○「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」（37号告示）に関する疑義応答集（抜粋）

4. 管理責任者の兼任

Q 請負事業主の管理責任者が作業者を兼任する場合、管理責任者が不在になる場合も発生しますが、請負業務として問題がありますか。

A 請負事業主の管理責任者は、請負事業主に代わって、請負作業場での作業の遂行に関する指示、請負労働者の管理、発注者との注文に関する交渉等の権限を有しているものですが、仮に作業者を兼任して通常は作業をしていたとしても、これらの責任も果たせるのであれば、特に問題はありません。

また、管理責任者が休暇等で不在にすることがある場合には、代理の者を選任しておき、管理責任者の代わりに権限を行使できるようにしておけば、特に問題はありません。

ただし、管理責任者が作業者を兼任しているために、当該作業の都合で、事実上は請負労働者の管理等ができないのであれば、管理責任者とはいえず、偽装請負と判断されることとなります。

さらに、請負作業場に、作業者が1人しかいない場合で当該作業者が管理責任者を兼任している場合、実態的には発注者から管理責任者への注文が、発注者から請負労働者への指揮命令となることから、偽装請負と判断されることとなります。

労働者派遣契約における事前面接の解禁

労働者派遣契約締結の際の派遣労働者との事前面接を解禁すべき

- 派遣労働者との事前面接は禁止されているが、これは、労働者派遣法において「労働者派遣契約の締結に際し…派遣労働者を特定することを目的とする行為をしないように努めなければならない」こととされ、「[派遣先が講ずべき措置に関する指針](#)」（1999年労働省告示第138号）に当該行為の禁止規定が、「[派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針](#)」（1999年労働省告示第137号）に派遣先への協力を禁止する規定が盛り込まれていることによる。
 - 2008年の臨時国会において、「期間の定めのない雇用契約の派遣労働者について、特定を目的とする行為を可能とする…ことが適当」とする[労働政策審議会の建議](#)を受け、事前面接を可能とする旨を盛り込んだ労働者派遣法の改正案が提出された。しかし廃案となり、政権交代を経て2010年の通常国会に再提出された改正案では派遣労働者が選り好みされるとする[当時の福島瑞穂内閣府特命担当大臣らの意見](#)により当該条項は削除され、現在に至っている。
 - 労働政策審議会における議論の元となった2005年の厚生労働省調査（次頁参照）によると、派遣元事業主・派遣先事業主・派遣労働者のいずれにおいても事前面接を容認する回答が8割弱を占めている。その理由として、派遣先事業主・派遣元事業主の8割前後が「派遣労働者へ業務内容を教えられる」を、派遣労働者においては87.9%が「派遣先の業務内容がわかる」を挙げている。
- 直近でも、2018年の東京都調査（次々頁参照）において、派遣労働者の90.1%が事前面接を「よい」と回答しており、その理由について84.4%が「就労前に派遣先の様子がわかるから」と、74.2%が「就労前に業務内容を確認できるから」としている。なお、派遣先事業主の側でも、2022年の東京都調査（同）において、「受入れにあたって事前にしておきたいこと」として63.8%が「面接」を挙げている。
- このように派遣労働者側においても派遣先のことを把握できる有用な手段として広く是認されていることから、実態としてこれを禁止する理由は乏しい。については、**労働者派遣契約の際の事前面接が解禁されるよう、早急に制度を改めるべき。**

【参考】事前面接に関する調査結果①

参考 14 派遣先による事前面接の実施

<事前面接を実施することの是非>

(派遣元事業主)

派遣先による派遣労働者への事前面接を実施することの是非 (%)

	認められてよい	場合によっては認められてよい	場合によっては認められるべきではない	認められるべきではない	不明
総数	31.3	46.7	6.9	10.1	5.0
一般派遣事業主	26.9	50.6	7.8	11.3	3.4
特定派遣事業主	36.7	41.9	5.8	8.6	7.0

(派遣先事業主)

派遣労働者への事前面接を実施することの是非 (%)

	認められてよい	場合によっては認められてよい	場合によっては認められるべきではない	認められるべきではない	不明
総数	40.8	44.4	2.2	6.8	5.8

(派遣労働者)

派遣先との事前面接の賛否 (紹介予定派遣の場合を除く) (%)

	認められてよい	場合によっては認められてよい	場合によっては認められるべきではない	認められるべきではない	不明
総数	48.2	37.2	3.2	4.0	7.4
登録型	51.2	37.6	3.5	4.2	3.6
常用型	47.2	36.5	3.0	4.1	9.2

<事前面接が認められてよい理由>

(派遣元事業主)

事前面接が認められてよい理由 (複数回答) (%)

	派遣労働者へ業務内容を教えられる	派遣先の社風を教えられる	派遣先が派遣労働者の人物を選考できる	派遣先が派遣労働者の能力を選考できる	不明
総数	83.6	55.5	44.0	48.4	0.4
一般派遣事業主	83.4	61.9	41.8	43.7	0.5
特定派遣事業主	83.9	47.5	46.7	54.3	0.4

(派遣先事業主)

事前面接が認められてよい理由 (複数回答) (%)

	派遣労働者へ業務内容を教えられる	貴事業所の社風を教えられる	貴事業所が派遣労働者の人物を選考できる	貴事業所が派遣労働者の能力を選考できる	不明
総数	79.6	37.1	54.6	48.3	0.6

(派遣労働者)

事前面接が認められてよい理由 (複数回答) (%)

	派遣先の業務内容がわかる	派遣先の社風がわかる	自分の能力がわかっている	自分の人物がわかっている	派遣先の責任を問うことができる	その他	不明
総数	87.9	61.2	38.0	48.9	8.6	1.8	0.3
登録型	87.5	71.6	31.8	52.0	9.0	2.3	0.3
常用型	87.7	54.1	42.5	46.9	8.5	1.6	0.3

<事前面接が認められるべきでない理由>

(派遣元事業主)

事前面接が認められるべきでない理由 (複数回答) (%)

	派遣先が選考するのであれば、派遣元の存在意義がない	派遣先が適切に選考するか疑問である	責任の所在が不明確になる	派遣労働者の就労拒否が増大する	作業量が増大する	派遣先による派遣労働者の選別が増大する	不明
総数	67.9	34.1	39.4	8.1	2.8	55.7	4.5
一般派遣事業主	70.8	39.0	40.3	8.4	1.3	58.4	3.3
特定派遣事業主	63.0	26.1	38.0	7.6	5.4	51.1	6.5

(派遣先事業主)

事前面接が認められるべきでない理由 (複数回答) (%)

	派遣先が選考するのであれば、派遣元の存在意義がない	派遣先が適切に選考できるか疑問である	責任の所在が不明確になる	派遣労働者の就労拒否が増大する	作業量が増大する	不明
総数	61.5	16.1	43.4	6.3	14.0	0.0

(派遣労働者)

事前面接が認められるべきでない理由 (複数回答) (%)

	時間的負担がかかる	面接で断られる場合がある	派遣先は雇用主ではない	派遣先が適切に選考するか疑問である	その他	不明
総数	18.8	32.2	58.2	41.4	2.4	3.9
登録型	24.1	33.7	61.4	45.8	3.6	4.8
常用型	14.2	32.7	54.9	38.1	1.8	3.5

【出典】厚生労働省「労働力需給制度についてのアンケート調査 (平成17年)」

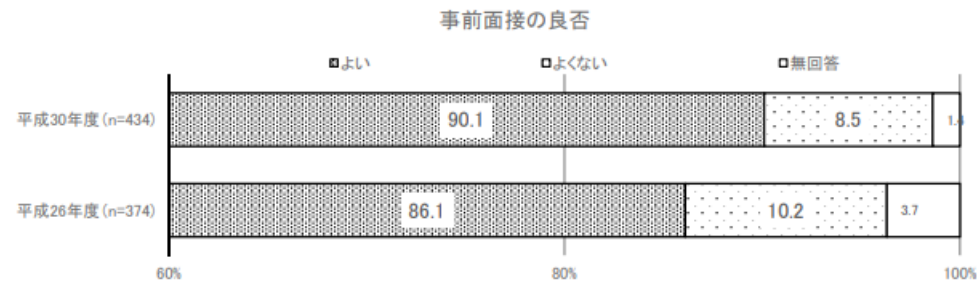
〔注〕各表は厚生労働省「第11回 今後の今後の労働者派遣制度の在り方に関する研究会」(2008年7月28日) 参考資料で引用・加工されたもの。

【参考】事前面接に関する調査結果②

6. 派遣先を決める際に行う事項

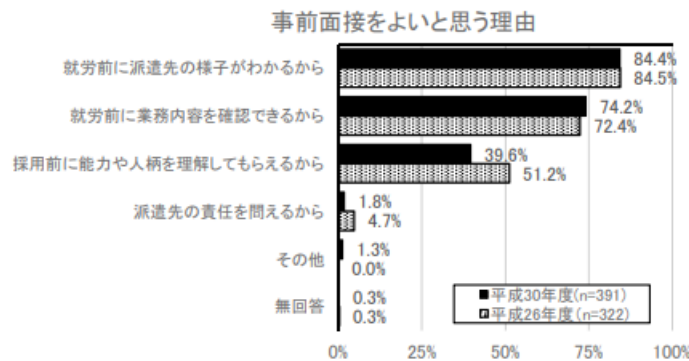
(4) 事前面接の良否【第 225 表】

○事前面接の良否については、「よい」が 90.1%、「よくない」8.5%となっている。



(5) 事前面接をよいと思う理由(複数回答)【第 226 表】

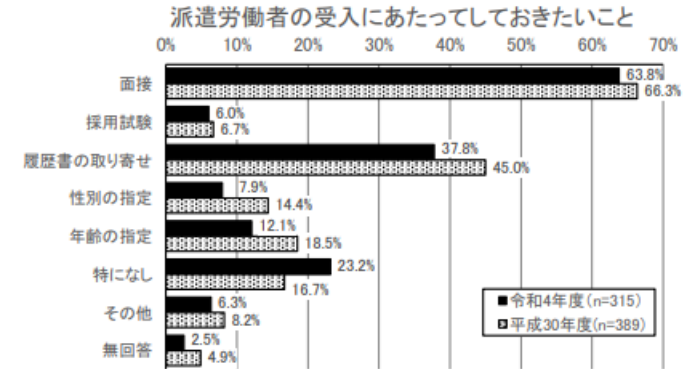
○事前面接をよいと思う理由については、「就労前に派遣先の様子ができるから」が 84.4%で最も高く、次いで「就労前に業務内容を確認できるから」(74.2%)となっている。



6. 派遣労働者の受入れにあたって

(4) 受入れにあたって事前にしておきたいこと(複数回答)【第 124 表】

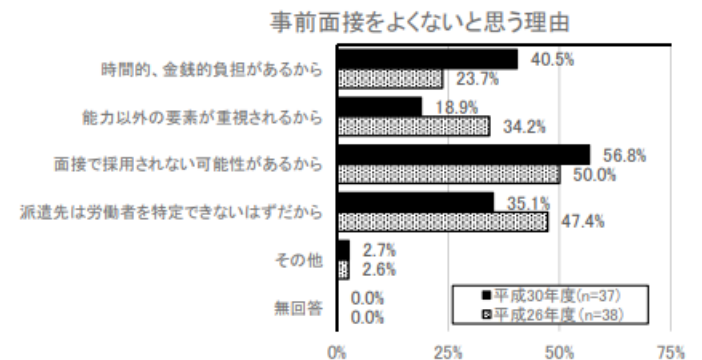
○受入れにあたって事前にしておきたいことは、「面接」が63.8%で最も高く、次いで「履歴書の取り寄せ」(37.8%)となっている。「特になし」は23.2%となっている。



【出典】東京都「令和4年 派遣労働に関する実態調査」(2023年3月)

(6) 事前面接をよくないと思う理由(複数回答)【第 227 表】

○事前面接をよくないと思う理由については、「面接で採用されない可能性があるから」(56.8%)、「時間的、金銭的負担があるから」(40.5%)となっている。



【出典】東京都「平成30年 派遣労働に関する実態調査」(2019年3月)

07

外国人材活用関係

外国人の口座開設時における居住性の判定基準の変更

外国人が銀行口座を開設する際に参照される居住性の判定基準を3ヶ月超とすべき

- 外国人の銀行口座開設の際に参照される居住性の判定基準は、「[外国為替法令の解釈及び運用について](#)」（1980年蔵国第4672号）※において、

- ①「本邦内にある事務所に勤務する者」
- ②「本邦に入国後6月以上経過するに至った者」

のいずれかとされている。

※制定以来改正はなく、古い解釈及び運用のままとなっている。

- ②により居住性の判断基準は6ヶ月以上とされているが、例えば在留資格「経営・管理」では「3月又は4月」のビザもあり、そもそも在留管理制度においては期間が3ヶ月を超える中長期在留者向けに在留カードが交付されていることから、**居住性の判断についても3ヶ月を基準とすべき。**

- なお、①については銀行において勤務状況の確認が行われているところ、対象者が多い上、提出書類の偽造対策等のため個別判断や追加調査が必要なケースがあるなど過度の負担が強いられている。

例えば在留カード有無の確認により口座開設の可否の判断を可能とすることで、銀行側の手続きが簡素化されより多くの外国人の迎え入れ等が可能となるとともに、外国人側においてもインターン勤務等がより容易に行えるようになることが期待される。

海外からのインターン生の銀行口座の開設・保有に関する特例の導入

海外からのインターン生への報酬支払いをスムーズに行えるよう、

- ①「特定活動（インターンシップ・サマージョブ）ビザ」保有者もすべからく銀行口座を開設できるようにすべき
- ②インターンを終え国外転居した後も一定期間当該口座の保有を継続できるようにすべき

- 有給インターンシップを本採用前に実施することで採用のミスマッチを減らす効果を期待することができる。
- 一方、海外からのインターン生向けには3種類のビザ（下表参照）があるところ、その種類によっては居住者向けの一般的な銀行口座の開設ができないといった課題がある。開設できた場合でも、インターン終了後に国外に転居すると非居住者となるため解約しなければならず、最終月の報酬支払のため海外送金が必要となる。海外送金は手続きが煩雑で費用がかかる上、送金できない国・地域も存在する。
- ついては、在留期間3ヶ月の「特定活動（サマージョブ）ビザ」保有者についても在留カードの発行を認めるなどし、**ビザの種類を問わず有給のインターン生はすべからく銀行口座を開設**できるようにすべき。また、インターンシップ先企業が身元保証するなどし、**インターン終了に伴い国外に転居した後も一定期間の口座の保有を継続**できるようにすべき。

ビザの種類	在留期間	銀行口座開設可否	その他
特定活動 (告示9号：インターンシップ)	6ヶ月 or 1年	在留カードが発行されるので 可能 ※銀行によってはインターンシップビザであることを理由に 不可	帰国の際に解約する必要があり、最終月の報酬のみ海外送金の必要
特定活動 (告示12号：サマージョブ)	3ヶ月	在留カードが発行されないため 不可	報酬支払い手段は海外送金のみ
技術・人文知識・国際業務	3ヶ月、1年、3年、5年	在留カードが発行されるので 可能	既卒のみ対象（インターンシップ、サマージョブの方が主流）

国外転居した外国人材が株式報酬を継続保有できる環境の整備

外国人材が国内で得た株式報酬を国外転居後も保有を継続できるよう、ガイドラインの整備等を検討すべき

- 近年日本でも報酬の一部を株式により付与する慣習が広まりつつあり、その交付先は国内の証券口座とされている。
- 他方、国外に転居する場合、国内に保有している証券口座について解約または休眠等の手続きを行う必要があるが、我が国の証券ライセンスを有する海外の証券会社（国際的な株式報酬管理会社）は存在しないため、国内で取得した株式を長期間継続して保有することはできない。
- このため、**報酬の一部として株式を取得している外国人材が国外に転居した場合、半ば強制的にこれを処分せざるを得ず、意図しない株価での売却、これに伴う意図しない譲渡益への課税等に対応しなければならないこととなる。**これは、世界的に高度人材の獲得競争が熾烈となる中、**高度外国人材を我が国に呼び込む際のディスインセンティブ要因**ともなるものである。
- 高度外国人材に対し株式報酬がインセンティブとして機能するようにするためにも、特定のビザ（「経営・管理」、「高度専門職」等）保有者については、当該口座での株式の売買を行わない等の一定の条件の下、**外国人材が国外に転居した後も報酬として付与された株式を保管する口座の保有を継続**できるよう、留意すべき事項等をまとめた証券業界向けのガイドラインの整備等を検討すべき。

特定技能外国人との面談におけるオンライン制の導入

原則対面で実施することとされている特定技能外国人との定期的な面談について、オンラインでも可能とすべき

- **特定技能外国人とその監督的立場にある者との間では定期的に面談（3ヶ月に1回以上）を行うこととされている。**その方法について、新型コロナウイルス感染症の蔓延下においては**オンラインでも可能とされたものの、本年1月1日からは対面での実施が義務付けられた**（2023年11月2日出入国在留管理庁「[特定技能外国人の支援として行う定期的（3か月に1回）面談の実施方法](#)」）。
- 対面を強制するこうした制度はいわゆる**アナログ規制の典型であり、政府が定める累次の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（直近では2024年6月21日閣議決定）にも反する。**面談に要する交通費や移動時間といったコストは当該監督的立場にある者の負担を伴うものでもある。

また、特定技能外国人の大半は技能実習ルートを経ている※ところ、技能実習生として我が国での居住・就労実績がある者にまで一律に対面での面談を課すような制度は不合理と言える。

※出入国管理庁「[特定技能在留外国人数の公表等](#)」によると、2023年12月末現在で66.7%とのこと。

- 不動産の契約等の重要事項の説明でも用いられるなど様々な場面で対面に代わりオンラインでの面談の実施が認められているところ、**特定技能外国人との定期面談において対面を義務化する必要性は見出せない。面談記録が必要であれば動画の録画を課すなど、デジタル時代に適った制度への早急の転換が必要**である。

「外国人雇用状況の届出」関連システムのAPI連携等

外国人の雇入れや離職の届出を外部サービスを利用するなどして効率的に行えるよう、関連システムにおいてAPI連携等を可能とすべき

- **外国人を雇用する全ての事業主には、労働施策総合推進法に基づき、当該外国人の雇入れ及び離職の際に「外国人雇用状況の届出」が義務付けられている。**
- 書面の場合にはハローワークで行われることとされている当該届出は**オンラインで行うことも可能**であり、**雇用保険被保険者の場合用にe-Govの専用サイト、雇用保険被保険者でない場合用に「外国人雇用状況届出システム」**が用意されている。しかし、オンラインの場合においても、該当する外国人の氏名・住所・国籍・在留カード情報などを**1人分ずつ抽出して手続きする必要があり、事業者は少なからぬ負担を強いられている。**
- 特に、中小企業には入れ替わりの激しいスポットワークなど雇用保険被保険者とはならないケースにおける届出は負担が非常に重く、外国人材の雇用促進の阻害要因ともなっている。
- ついては、関係するシステムについて**API連携を可能とするなどし、外部のオンラインサービスを利用しての申請もできるようにすべき。**

08

法人設立・業務運営関係

定款認証制度の見直し

起業に係るコスト削減のため、

- ① モデル定款やマイナンバーカードでの本人確認等により定款認証を省略すべき
- ② 定款認証を経る場合においても手続きの迅速化・認証手数料の低減を図るべき

- 我が国においては、会社法上、**株式会社の設立時の定款について公証人による認証を受けることが必要**とされており、これが**オンラインによる完全ワンストップでの手続き、即時の起業の妨げ**となっている。特に負担を強いられているのが「限りある時間・労力の中で創業準備を行う起業家」であることから、スタートアップ支援を重視する政府の方向性とも整合が取れていない。

2023年12月より、法務省も関与する形で、日本公証人連合会による定款の作成を支援するデジタルツールの提供が始められるとともに、本年1月からはこれを用いた定款については原則48時間に認証手続きを完了する運用が東京や福岡を皮切りに開始されているが、課題の根本的な解決につながるものではない。

- ついては、「所定のフォームに一定の必要事項（商号・事業目的・発行可能株式数等）を入力又は選択」することにより作成される「定款の必須記載事項等を満たした定型的な株式会社の定款案」（「[規制改革実施計画](#)」2024年6月21日閣議決定）、いわゆる**モデル定款を導入するとともに、マイナンバーカードでの本人確認・電子認証等を組み込むことで定款認証業務を省略し、オンラインで起業手続きを即日完結できる環境を創出すべき。**

また、モデル定款によらず**定款認証を経る場合においても、手続きの迅速化や認証手数料の低減・無償化を図るべき。**

- 「[法人設立手続きのオンライン・ワンストップ化に向けて](#)」（2018年5月法人設立オンライン・ワンストップ化検討会）において、定款認証において確認されている事項は事実上「真正性の担保」と「適法性の確保」に留まり、それぞれ「電子署名が付された電子定款の活用」と「モデル定款の採用」により補うことができるとされている。本件の検討の原点がここにあることを改めて認識すべきである。

特定創業支援等事業における市町村作成証明書の電子化

産業競争力強化法に基づき市区町村長が発行する「特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書」を電子化し、法務局等にオンラインで提出できるようにすべき

- 市区町村が「特定創業等支援計画」を作成し、主務大臣の認定を受けた場合、当該特定創業等支援計画に記載の**特定創業等支援事業により創業を行った者は、登録免許税の軽減措置**※等を受けることができる。

※株式会社・合同会社は資本金の0.7%を0.35%に、合名会社・合資会社は1件につき6万円を3万円に軽減

この軽減措置を受けるには、市区町村長が発行する「特定創業支援等事業による受けたことの証明書」を当該創業者が会社設立登記申請と同時に法務局に提出する必要があるが、当該証明書の電子化が進んでおらず、法務局への提出も書面をもって行わざるを得ない状況にある。

法人設立ワンストップサービスを利用することでオンラインで法人設立時の登記を行うことができるものの、この制約のため、特定創業支援等事業制度を活用する場合にはオンラインでこれを完結することができない。

- ついては、「**特定創業等支援事業による支援を受けたことの証明書**」についても法人設立ワンストップサービス、申請用総合ソフト等によるオンラインでの提出を可能とするため、これを**市区町村長が電磁的方法で発行するようにすべき**。また、デジタル化が円滑に行われるよう、所管省庁は認定市区町村に対する依頼、情報の提供等を行うべき。
- なお、電磁的方法による発行に切り替わるまでの**当面の措置として**、書面で発行された**当該証明書をスキャナーで取り込んで作成したその電磁的記録**に市区町村長の電子署名を略しつつ代わりに**創業者の電子署名を付し、添付書面情報としてオンラインで提出できるようにすることも検討すべき**。

登記情報内容の扱い等に関する申出の電子化等

商業登記・法人登記情報において、

- ① 役員の氏名への旧氏の併記の申出をオンラインで行えるようにすべき
- ② 代表取締役等の住所非表示の申出を登記時以外にも、かつオンラインで行えるようにすべき
- ③ 株式会社以外の法人でも、代表者の住所を非表示とできるようにすべき

➤ 登記情報に関しては**役員の氏名への旧氏の併記**が可能だが、オンラインでの登記手続きと同時に行う場合を除きその申出は書面でしか行うことができないところ、**申出のみであってもオンラインで行えるようにすべき。**

また、短期的には対象者（住民票への旧氏の併記手続きを行った者）のマイナンバーカードの署名用電子証明書を送信することにより、中長期的には戸籍システムと連携することにより、旧氏を証する書面※の提出を不要としオンラインで手続きを完結できるようにすべき。

※旧氏を証する書面の例

- ✓ 併記しようとする旧氏の記載がある除籍抄本等から現在の氏の記載がある戸籍に至る全ての戸除籍謄抄本等
 - ✓ （初めて旧氏を記録する場合）住民票やマイナンバーカード、運転免許証に既に併記されている旧氏と同じ旧氏の併記を希望するときは、これらの写し
- 本年10月より、**株式会社については代表取締役・代表執行役・代表清算人の住所の一部を登記事項証明書や登記事項要約書、登記情報提供サービスにおいて非表示**とすることが可能となるが、**その申出は**、設立の登記や代表取締役等の就任の登記、代表取締役等の住所移転による変更の登記など、代表取締役等の住所が登記されることとなる登記の申請と同時にする場合にしか認められていない。これを**登記とは別に、かつオンラインで行えるようにすべき。**
- また、**株式会社以外の形態の法人についても、同様にその代表者の住所を非表示とできるようにすべき。**

GビズIDプライムのオンライン申請手法・対象の拡大

GビズIDプライムのオンライン申請について、

- ①申請の際、商業登記電子証明書も利用できるようにすべき
- ②一般社団法人等についても早期に、同様の仕組みで可能となるようにすべき

- 公的法人認証制度の確立が待たれる一方、国税や地方税の電子申告、特許のインターネット出願や電子政府調達システム（GPES）等、**国・地方公共団体等に対する多くのオンラインによる申請・届出の手續において商業登記電子証明書を利用することが可能**となっている。
- 本年3月からは**株式会社や合同会社等についてはGビズIDプライムのオンライン申請が可能**となったところ、商業登記電子証明書の取得が可能な法人については、**その申請にこれも利用できるようにすべき**。
- 他方、合資会社、一般社団法人や一般財団法人（公益認定を受けたものを含む）等についてはオンライン申請の対象外であり、未だに代表者印を押印した申請書と印鑑証明書の郵送が必要である。
- ついては、登記済の**他の種類の法人についても早期に同様のオンライン申請を行えるようにすべき**。

オンライン申請が可能な法人	オンライン申請に未対応の法人
株式会社、有限会社、合同会社、相互会社、特定目的会社、投資法人、組合契約、有限責任中間法人、無限中間責任法人、有限責任事業組合、限定責任信託	合資会社、医療法人、一般社団法人、社会福祉法人、中小企業組合、一般財団法人、農業協同組合、宗教法人、水産共同組合、学校法人、特殊法人、輸出入組合、合名会社、信用金庫、労働金庫、輸出水産行組合、技術研究組合、政党、その他（特定非営利活動法人、税理士法人など）

ヴァーチャルオンリー型株主総会での質疑・動議等のルールの制定

バーチャルオンリー型株主総会における円滑な進行を確保するため、質疑・動議等に関するルールを整備すべき

- **バーチャル出席株主については**、リアル出席株主と比べて質問や動議の提出に対する心理的ハードルが低く、
 - ✓ 議事運営を妨害するといった不当な目的で、**同じ質問や動議を複数回送ることが容易**になる
 - ✓ **複数社の株主総会に同時に出席して、同じ質問や動議を送信**することも可能になる
 - ✓ **動議については**、直ちに議場に諮るという対応が必要な場合もあり、質問に比べて審議への影響が大きいというそれ自体の性質があるところ、**濫用的な行使**による弊害は増大する可能性がある

おそれがあるため、ハイブリッド型バーチャル株主総会については、

- ✓ 質問回数や文字数、送信期限（リアル株主総会の会場より質疑終了予定時刻を一定程度早く設定）等の制約、質問を取り上げる際の考え方について運営ルールとして定め、招集通知やweb上で通知する
- ✓ 事前に招集通知等で案内の上、原則として動議についてはリアル出席株主からのものを受け付ける

といった方策が示されている（2020年2月26日経済産業省「[ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド](#)」）。

- 他方、バーチャルオンリー型株主総会についてはこうしたガイドライン等は存在しない。しかし、**バーチャルオンリー型においても同様のおそれ**があり、かつ**ハイブリッド型と異なりリアル出席株主が存在しないところ、その特性に鑑み、無秩序な質疑・動議を予防するなどし円滑な進行を確保するためのルールを整備すべき**。
- なお、併せて次のリスクを解消する措置も講ずべき。
 - ✓ 主催者側に通信障害が生じ株主が1人でも議決権を行使できなくなった場合における決議取消（不存在）リスク
 - ✓ 予備日時（延会・継続会を含む）での開催を決議する前に通信障害が生じた場合に予備日時で開催できないリスク（予め招集通知に明記する等、通信障害が生じた場合に備えての予備日時での開催方法の明確化が必要）

給与のデジタル払いに関する規制改革

資金移動口座への貸金支払いについて、指定資金移動業者が資金決済法で求められる全額資金保全と、労働基準法施行規則で求められる全額資金保証の二重の保証負担を軽減すべき

- 昨年4月施行の改正労働基準法施行規則により、新たに資金移動口座への貸金支払いが認められることとなったが、施行から1年以上経過したにもかかわらず、貸金支払いに利用できる資金移動業者の厚生労働大臣による指定は、1件にとどまっている。
- 貸金支払いへの資金移動業者の参入が進まない理由の一つとして、指定の前提となっている保証対応の負担が大きすぎることが挙げられる。
- **指定を受けようとする資金移動業者は、資金決済法による口座残高全額の資産保全に加え、労基法施行規則に基づき即時払いのための口座残高全額の保証が必要（二重の保証）。**
- 労基法施行規則に基づく保証は、貸金の支払いとしての入金が一度もない口座の残高も、貸金の支払いとして入金されたものでない残高も保証対象としなければならず、負担が大きい。
- 保証コスト負担のほか、大口信用供与規制や6営業日以内の確実な弁済とその為の平時の体制構築など、保証機関に求められる負担も大きく、対応可能な保証機関が限定的となっている。

新経連の要望：例えば労基法施行規則に基づく保証の対象残高を限定したり、資金決済法に基づく資金保全との組み合わせで対応することを可能にしたりするなど、**要件の見直しや保証負担の軽減を検討すべき。**

09

オンライン診療関係

オンライン診療所の開設に関するルールの明確化等

オンライン診療所の開設について、

- ① オンライン診療のための一定の基準を満たした空間を「医療提供施設」として明確化すべき
- ② オンライン診療所開設の申請時に必要な「住民の受信機会が不十分であると考えられる理由」の判断基準を明確化すべき
- ③ 複数の地方公共団体へのオンライン診療所の開設申請をワンストップで行えるようにすべき

- 厚生労働省策定の「[オンライン診療の適切な実施に関する指針](#)」（2023年3月一部改訂）において、オンライン診療であっても「病院、診療所等の医療提供施設又は患者の居宅等で提供されなければならない」とされている。「居宅等」については、その[Q&A](#)（2024年4月改定）において学校や通所介護事業所でもその受診が可能とされているが、「医療提供施設」についてはこのような解説は存在しない。
- ついては、同指針でも触れられている「**患者のプライバシーに十分配慮された環境**」、「**清潔が保持され、衛生上、防火上及び保安上安全と認められる空間**」という条件が満たされていれば、例えば**交通施設や商業施設、公民館等の一画でもオンラインでの外来診療の受診が可能であることを明確化すべき。**
- また、「[特例的に医師が常駐しないオンライン診療のための診療所の開設について](#)」（2024年医政策総発0116第2号）により、**オンライン診療所の開設の際「住民の受診機会が不十分であると考えられる理由」を都道府県知事・保健所を設置する市の市長・特別区の区長に提出**することとされている。しかし、その判断はこれを受け付けた地方公共団体に委ねられており、対応が分かれる可能性がある。
- ついては、**地方公共団体ごとに判断の違いが生じることのないよう、その基準を明確化すべき。**

また、地方公共団体ごとにプロセスが異なることにより生じ得る申請・審査コストを削減するため、**複数の公共団体への開設申請をワンストップで行えるようにすべき。**

オンライン診療所の連携先医療機関の柔軟化

急変時対応のためのオンライン診療所の連携先に関し、

- ① 地域制約なく全国の医療機関をオンライン診療所の連携先とできるようにすべき
- ② 地方公共団体や医師会等は、巡回診療と同様にオンライン診療所での診療を全国の医療機関に要請できるようにするとともに、その際、要請元の地方公共団体や医師会等を当該オンライン診療所の連携先とできるようにすべき

- 「[特例的に医師が常駐しないオンライン診療のための診療所の開設について](#)」（2024年医政策総発0116第2号）において、**オンライン診療所の開設**にあたっては、
- ✓ 急変時の対応について事前に合意した対面で対応可能な医療機関名を都道府県知事・保健所を設置する市の市長・特別区の区長に提出すること
 - ✓ **オンライン診療所自身が、当該医療機関と連携可能な地域の医療機関**であること

が求められている。

- 急変時の対応のための医療連携は必要ではあるものの、オンライン診療所が必要とされるのは、医療機関が少ない、または医療従事者の確保等が困難な地域である。

そうした状況において、オンライン診療所に当該地域の医療機関と「連携可能な地域の医療機関」であることを求めるのは、オンライン診療を真に必要とする地域にこれを提供できない事態を招く可能性がある。また、そもそも「連携可能な地域」の解釈が不明確でもある。

- ついては、**オンライン診療所の開設を委縮させるこのようなルールを改め、オンライン診療を必要とする地域に十分にオンライン診療所を設置できるよう、医療分野でのデータ連携基盤の整備を図りつつ、所要の措置を講ずべき。**

「D to P with N」環境下での調剤業務の規制緩和

画像により処方薬や処方内容が正しいと確認できる場合、医師によるリモート環境での指導の下、看護師がPTP包装またはこれに準じる包装の薬剤の調剤を行えるようにすべき

- 看護師が医師の診療の補助として調剤業務を行うためのルールが存在しないため、「D to P with N」形態での診療（患者が看護師等という場合のオンライン診療）を行う際、看護師が院内処方用の薬剤を持参しても医師の指示に基づき調剤することができないため、その場で患者に処方することができない。
- ついては、粉薬等の詳細な計量が必要な薬剤ではなく**PTP包装またはこれに準じる包装の薬剤であれば、画像・映像により処方薬や処方内容が正しいと確認できる場合、医師による遠隔指導により看護師が調剤を行うことを可能とするためのルールを整備すべき。**

PTP包装のイメージ



オンライン診療所での検査キットの提供

一般の診療所と同様に、オンライン診療所でも検査キットの提供を可能とすべき

- オンライン診療所の開設については、「特例的に医師が常駐しないオンライン診療のための診療所の開設について」（2024年医政総発0116第2号）等によりそのルールが示されている。

他方、**オンライン診療の際にも、対面での診療と同様に検査キット（体外診断用医薬品）の使用が有用なケースが存在するが、オンライン診療所での検査キットの提供については明確な指針等が存在しない。**

- 「薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するワーキンググループ」が2022年7月11日に取りまとめた報告書において、調剤業務の外部委託の一形態として、委託先の薬局が調製した薬剤について当該薬局から提供された画像等により委託元の薬局が確認を行い、最終監査を経てこれを患者に「委託元からから交付（直接の手渡し又は配送）する場合」と「委託先から交付（配送）する場合」が考えられるとされている。

このことから、**医師が、委託元に相当する調剤等に責任を持つ者として画像や映像を通じて確認や最終監査を行った検査キットを予めオンライン診療所に配送・備蓄しておき、オンライン診療時に指示するなどして患者がこれを直接手にすることも可能ではないかと考えられる。**

- ついては、こうしたルールを明確化するなどし、**オンライン診療所での検査キットの提供を可能とすべき。**

精神療法等におけるオンラインでの初診に関する規制緩和

精神療法等においてオンライン診療による初診で課されている処方上の制約を撤廃すべき

- 厚生労働省策定の「[オンライン診療の適切な実施に関する指針](#)」（2023年3月一部改訂）においては**オンライン診療で行われる初診の一部に処方上の制約が課せられているため、実際にオンライン診療を行う上で支障を来すケースがある。特に精神科診療においては、もともと処方を受けていた患者が転居した際に近隣のクリニックでは初診の予約が取れない患者や外出が困難な患者からオンライン診療へのニーズが強い。**とりわけ、件数の多い小児のADHDやASDにおいては、小児向けの精神科医の不足もあいまって、検査・診療に時間を要しており、喫緊の課題となっている。
- 「[情報通信機器を用いた精神療法を安全・適切に実施するための指針の策定に関する検討](#)」（厚生労働省2022年度障害者総合福祉推進事業）では、「初診精神療法については（略）十分な情報が得られず、信頼関係が前提とされない」、「医療提供者からは安全性・有効性の確保が課題との指摘もある」とされている。
- しかし、本年6月に閣議決定された「[規制改革実施計画](#)」では、これに触れつつ、「患者団体や研究者からは初診精神療法のオンライン診療の必要性が求められている」、「[英米等においては初診精神療法をオンライン診療で実施されている](#)」、「[精神疾患に対するオンライン診療が対面診療と同等の有用性を示すエビデンスが国内外において示されている](#)」こと等を踏まえ新指針を策定するとともに、その際「[オンライン診療は対面診療と大差ない診療効果がある場合も存在し得ることから、良質かつ適切な精神医療の提供の確保に向け、初診・再診ともにオンライン精神療法がより活用される方向で検討する](#)」とされた。
- ついては、当該新指針の策定には患者団体や学識経験者、ベンチャーを含むシステム事業者等も参画の上、**オンライン診療での初診のみに係る制約を撤廃するとともに、資格要件や地域制限等のオンライン診療の妨げとなる規制強化が図られないようにすべき。**なお、少なくとも、**対面での診療を行った医療機関からの推薦状があるケースでは、上記の制約は撤廃されるべき。**

オンライン診療等のシステム利用料の支払方法の明確化

医療機関がオンライン診療や往診等のため利用するシステムについて、その利用料を患者がその運営会社に直接支払うことができることを明確化すべき

- 医療機関が**専用のシステムを利用してオンライン診療を行う際**、
 - ✓ これをベースとした当該医療機関と患者との間のコミュニケーション用のアプリを提供している
 - ✓ 医療機関側は無料でこれを利用できるという整理の下、当該システムの**利用料を患者が直接その運営会社に支払っている**ケースが存在する。
- しかし、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について（通知）」（2024年保医発0305第4号）の別添1「[医科診療報酬点数表に関する事項](#)」に「情報通信機器を用いた診療を行う際の情報通信機器の運用に要する費用については、療養の給付と直接関係ないサービス等の費用として別途徴収できる」（第1章第1部第1節A000（2）キ）とあり、当該費用を医療機関が診療費用と併せて徴収できるとも解釈できることから、**システム運営会社が当該料金を徴収することを問題視する指摘**もある。
- また、オンライン診療のみならず、**往診を行う際に患者との間でコミュニケーション用のアプリを利用する場合においても**、その利用料をその運営会社が患者から徴収することについて**同様の指摘**がある。
- こうしたアプリを利用することにより裨益するのはその方式による医療を選択する患者自身であることから、**こうした料金を患者が運営会社に直接支払うことができることを明確にすべき**。

10

その他



国のシステムへの地方公共団体の調達プロセスの統合

地方公共団体が国のシステムを活用する形で物品・サービス等の調達プロセスの「全国単一化」を図るべき

- **地方公共団体の物品・サービス等の調達においては、都道府県・市町村によって入札参加資格審査の申請手続（申請項目・必要書類・申請時期・受付期間）や資格の有効期間等に差異があるほか、プロセスそのものが都道府県・市町村ごとにバラバラであり、電子化も進んでいない。**

ゆえに、同じ物品・サービスの入札であっても、地方公共団体それぞれへの個別の対応が必要となっている。

- 本年6月に閣議決定された「**規制改革実施計画**」では、物品・役務の調達関連手続に関し、入札参加資格審査の申請手続を全国共通化する方向性が示されるとともに、複数の地方公共団体に入札参加資格審査申請をすることができる仕組み、入札参加資格審査申請のデジタル完結やワンスオンリーの実現可能性を検討することとされた。
- 他方、**調達関連システムについては、実現の方向性が「広域又は全国的な共通システム」とされている。**
調達システムが「広域」「全国」いずれで整備されるかは大きな命題であり、**都道府県という「広域的」地方公共団体別と整理されるようではシステムの乱立は解消せず、47の地方公共団体への個別対応という形で課題が残存することとなる。**
- **国においては、北海道から沖縄まで、電子政府調達システム（GPES）等の統一された基盤で調達を実施しているほか、デジタルマーケットプレイスの整備も進められている。**
調達される物品やサービスに地域の独自性が入ることまでは否定しないが、調達プロセスそのものには独自性は必要ない。**国税で整備するシステムとは別に、住民税でも同様のシステムを構築するのは非効率である。**
- ついては、**デジタルマーケットプレイスを含め、国のシステムを地方公共団体が活用する形で、調達システムの「全国単一化」を図るべき。**

犯収法に基づく本人確認情報の他サービスでの利用

犯罪収益移転防止法に基づき保存される取引時確認の情報で、同一事業者や同一グループ内の事業者が他のオンラインサービスを提供する際に求められる本人確認を代替できるようにすべき

- **犯罪収益移転防止法に基づき、金融機関等の特定事業者は、預貯金口座の開設や契約やクレジットカード契約の締結等の特定取引を行う際、本人特定事項や取引を行う目的等の確認（取引時確認）を行うとともに、当該確認の記録を作成し、7年間保存する必要がある。**
 - ✓ 確認事項：本人特定事項（氏名、住居、生年月日）、取引を行う目的、職業
 - ✓ 本人特定事項の確認の際に必要な本人確認書類等：運転免許証、運転経歴証明書、在留カード、特別永住者証明書、マイナンバーカード、パスポート等
 - ※取引時確認済の顧客等は、記録と同一であると確認することで、改めての取引時確認は不要に
- 他方、本人確認が必要なサービスの中には根拠法で必要とされる事項等が上記により充足されるものも存在する。
- ついては、このうち同一事業者や同一グループの事業者がオンラインで提供するものに限り、犯罪収益移転防止法に基づき保存される取引時確認の記録で、個別法に基づく本人確認を代替できるようにすべき。

【例1】古物営業法に基づく古物の買受、交換、売却・交換の委託

- ✓ 確認事項：相手方の住所、氏名、職業、年齢 ※帳簿の保存期間：3年
- ✓ 本人確認書類：身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証、マイナンバーカードその他の相手方の住所、氏名及び年齢又は生年月日を証する資料

【例2】携帯電話不正利用防止法に基づく携帯電話の契約締結、譲渡

- ✓ 本人特定事項：相手方の氏名、住居、生年月日 ※本人確認記録の保存期間：3年
- ✓ 本人確認書類：マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、乗員手帳、在留カード、特別永住者証明書等

【参考】犯罪収益移転防止法の概要



※1 金融機関等のうち為替取引に関わる事業者は、上記のほか送金人情報の通知義務を負う。
 ※2 司法書士、行政書士、公認会計士及び税理士による取引時確認については、①のみの確認である。
 ※3 弁護士による取引時確認、確認記録・取引記録等の作成・保存、取引時確認等を行うための措置に相当する措置については、犯罪収益移転防止法に定める司法書士等の例に準じて、日本弁護士連合会の会則で定める。

【出典】総務省サイトにおける警察庁資料

〔注〕図は2014年改正法施行時のもの。2022年改正法（2023年6月1日全面施行）において、高額電子移転可能型前払式支払手段発行者、電子決済手段等取引業者、電子決済等取扱業者、信用金庫電子決済等取扱業者及び信用協同組合電子決済等取扱業者の特定事業者への追加等が行われた。

暗号資産を活用した資産運用ビジネスの拡大

トークンエコノミーの拡大を通じたWeb3ビジネスの振興を図るため、

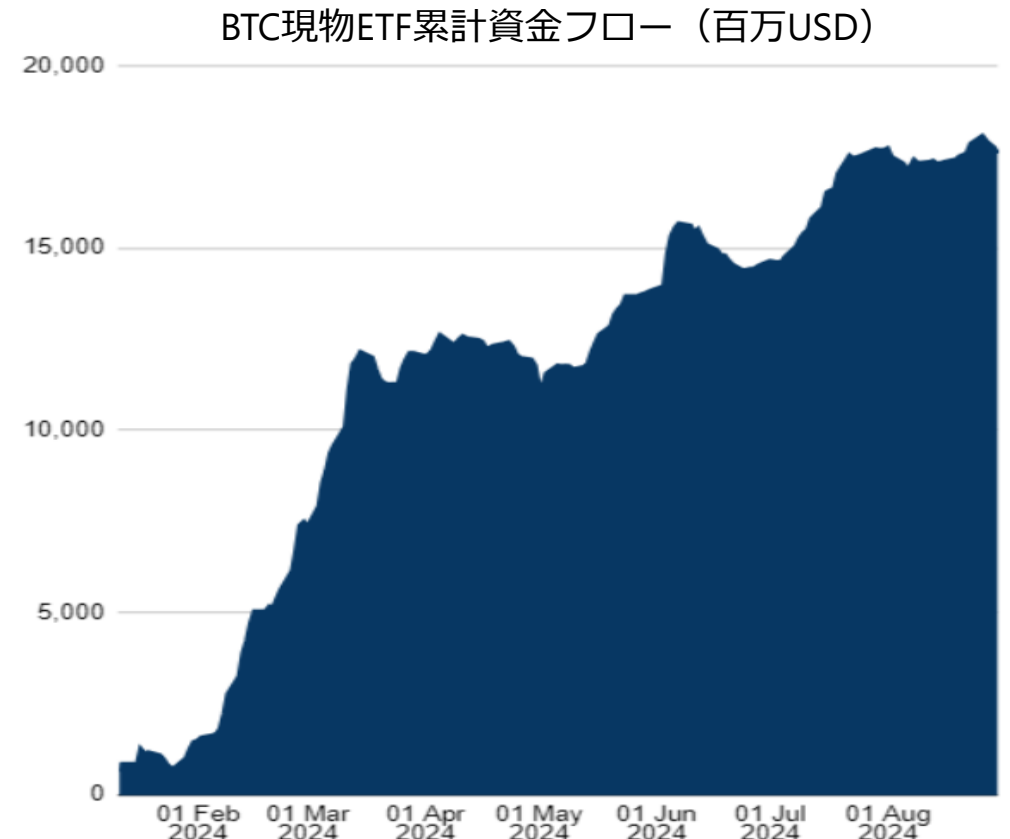
- ① 国内で暗号資産の現物ETF取引が可能となるよう特定資産に暗号資産を加えるとともに、海外組成ETFと国内組成ETFの取扱開始を同時とすべき
- ② 一律2倍とされている暗号資産に係るレバレッジの上限について、リスクに柔軟に対応しつつ、暗号資産の種類ごとの設定を可能とすべき

- アメリカでは、本年1月にビットコイン（BTC）、5月にイーサリアム（ETH）の現物ETFの上場が承認されると急速に資金の流入が始まった。

また、香港では4月にBTCとETHの、オーストラリアでも6月にBTCの現物ETFが上場するなど、暗号資産の現物ETFはグローバルでその存在感を増している。

- 暗号資産はWeb3社会におけるインフラでもあるところ、トークンエコノミーの更なる拡大を通じその振興を図るためにも、**我が国でも暗号資産の現物ETFを組成できるよう特定資産に暗号資産を加えるべき。**

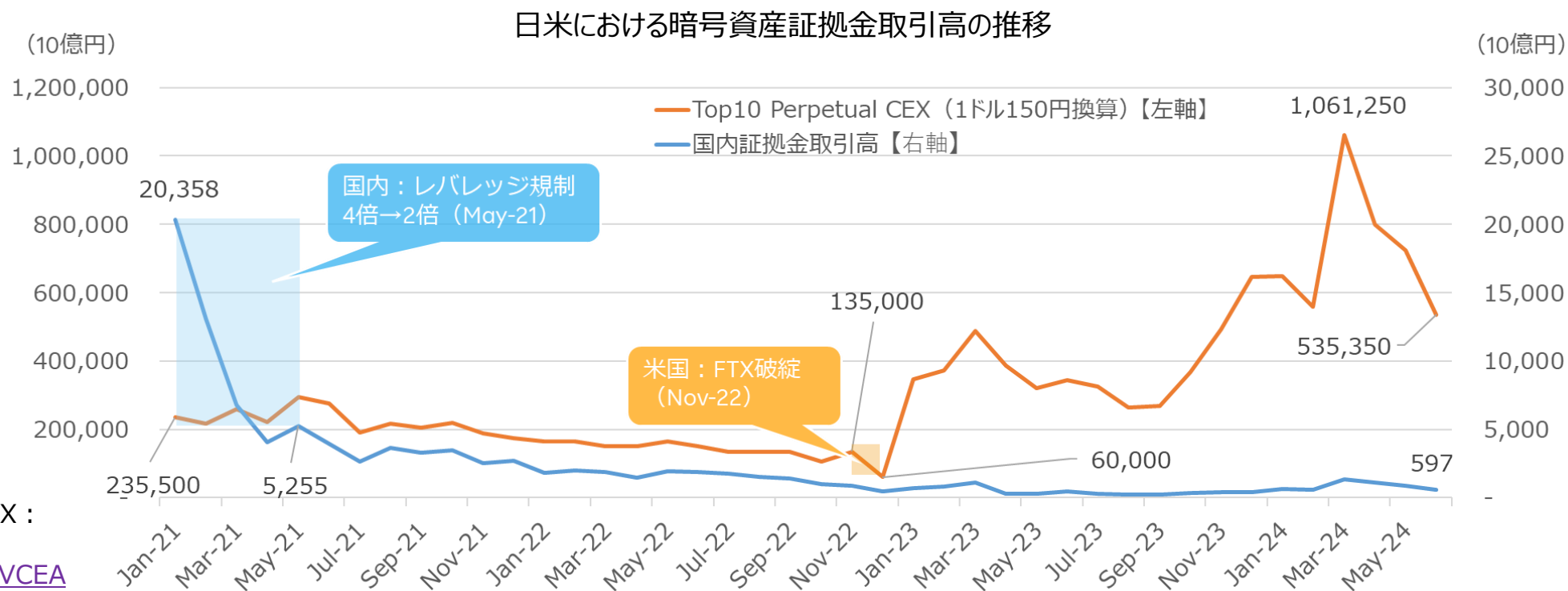
その際、国内事業者の保護・育成を図る観点から、**海外組成ETFと国内組成ETFの取扱開始を同時とすべき。**



- 他方、自主規制によりFX同様に25倍で運用されていた**暗号資産に係るレバレッジの上限**が、2019年10月に4倍、内閣府令の整備により**2021年5月には現行の2倍へと切り下げ**られたところ、これにより、例えばBTCの対日本円取引量はグローバルで約50%（2017年4月）から約1～3%（2023年4月）へと激減（2023年10月17日一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会「[暗号資産証拠金取引に係るレバレッジ改正要望](#)」）している。

暗号資産への認知度が上がり、本年6月には国内暗号資産の口座開設数は1千万を、利用者預託残高も3兆円を超えるなど**日本でもアセットクラスの1つとして成長する一方、暗号資産証拠金取引高は国内で減少・低迷**を続けていることから、その利用者は高リスクのオフショア市場に流出しているものと想定される。

- ついては、暗号資産証拠金取引市場の健全性を取り戻し、かつ適切な保有・利用による暗号資産の普及を促進するためにも、その**種類ごとのリスクに柔軟に対応しつつレバレッジの上限を設定できるようにすべき**。



【出典】
 Top10 Perpetual CEX : [CoinGecko](#)
 国内証拠金取引高 : [JVCEA](#)

リーガル領域におけるAIの利活用と各種業法との関係整理等

リーガルテック分野でのイノベーションを促進するため、リーガル領域におけるAIを利用したサービスの開発・提供と各種業法との関係を整理し、ルールを形成すべき

- 2023年8月に法務省より「[A I 等を用いた契約書等関連業務支援サービスの提供と弁護士法第72条との関係について](#)」が示されたものの、いわゆる契約書レビューサービス以外の、**リーガルリサーチ支援ツール等のサービスの提供と弁護士法第72条との関係については依然として未整理**のまま取り置かれている。

ゆえに当該サービス領域での事業者やユーザーの委縮は解消されずにいるところ、これはAIの開発・利活用を通じたリーガルテック分野でのイノベーションやその成果の社会実装を阻害する要因となるものであり、こうした状況は、国民生活や企業活動、ひいては我が国の国際競争力にも影響を及ぼしかねない。

- ついては、国内事業者が萎縮することなく**リーガル領域においてAIを用いたサービスを開発・提供し、イノベーションを促進**することで国民生活や企業活動に資することのできるよう、**各種業法により事業者のサービス提供が制限されている分野におけるAIの利用に関し留意すべき事項について整理・明確化し、規制にかかわる当事者間の対話を通じガイドラインの策定や見直しを行うなどしてルールを形成**するとともに、その周知を図るべき。

民事訴訟における弁護士の文書業務のデジタル完結

IT化される民事訴訟に関し、

- ① 一方の当事者が電磁的方法により提出した文書を裁判所の指揮・責任により印刷・照合・封入封緘して相手方の当事者に郵送する業務を制度として創設すべき
- ② 裁判所において電磁的記録の形で保存された文書を電磁的方法により閲覧・複写することとした当事者については、別途直送された書面に対する書面での受領書提出義務を免除すべき
- ③ 弁護士と依頼者との間で交わされる委任契約書の電磁的方法での作成・契約締結が許されることを明確化すべき
- ④ 訴訟代理人の権限の証明方法を書面に限定している民事訴訟規則第23条第項の規定を改正するとともに、依頼者の電子署名付き委任状が訴訟代理権を証明する情報として有効であることを例示して明確化すべき

➤ 民事訴訟法等の一部を改正する法律（2022年法律第48号）が全面施行（公布後4年以内：2025年度中）されると、委任を受けた訴訟代理人には訴え等の申立てや送達の届出等のオンラインでの実施が義務づけられるようになるが、委任せず本人訴訟を行う者には義務までは課されない。

そのため、相手方の当事者が電子提出システムを利用しない場合、弁護士には一連のやりとりを書面と電子文書の両方で扱う二重管理が強いられることから、無用な訴訟コストが生じてしまう懸念がある。

※なお、民事訴訟事件のうち第一審が地方裁判所で行われるものにおいて、原告は弁護士を付け、被告は弁護士を付けないケースの割合は近年においても4割を超える水準で推移している。

- 具体的に生じる問題は次のとおり。
 - ✓ 訴訟の委任を受けた弁護士は、デジタルで訴状を提出しつつ、かつ同内容を出力して作成した書面も提出しなければならない可能性がある。
 - ✓ 現行の民事訴訟規則第47条第5項では、郵便やFAX等で書面の直送を受けたときには、これを受領した旨を記載した文書を書面を送り返すことが義務付けられているところ、この義務が残るのであれば書面の直送の実務慣行から抜け出せないことが懸念される。
 - ✓ 民事訴訟法等の一部を改正する法律（2022年法律第48号）の全面施行後においても、デジタル形式のみで作成等される委任契約書及び訴訟委任状が有効であるのか不明。
 - ✓ 民事訴訟手続の初期段階での訴訟委任状や訴訟に至る前に依頼者と取り交わす委任契約書について引き続き書面が必要となれば、郵送等に要する時間・コストや、弁護士事務所からの郵便が自宅等に届くことによる依頼者の秘密保持に対するリスクが解消しない。
- ついては、**弁護士が訴訟代理人として携わる文書業務をデジタル完結できるよう、所要の措置を講じるべき。**

医師雇用時の医師免許証提示等のデジタル化

診療所に勤務する医師の届出に際し求められる医師免許証の提出等について、マイナポータルにおける資格確認で代替できるようにすべき

- 医療法及び関係法令の規定により、診療所の開設時には必要事項の届出が必要で、その変更の際にも同様の手続きが求められる。届出事項には医師の氏名が含まれるところ、この項目については確認が必要であることから、**非常勤務医を含め、医師を雇用する際には当該医師の医師免許証の提示またはその写しの提出**も求められている。
- 地域の医療ニーズを満たすため、非常勤務医は複数の診療所をカバーしなければならず、勤務する診療所の数だけこうした手続きを行う必要がある。

規則上は原本の写しでも良いとされているものの、偽造対策のため原本の提示が求められることが多い。しかし、医師免許証は表彰状並みの大きさで作成されており、当該届出の度に持参するのは困難である。

また、写しでの対応が可能な場合においても、都道府県によっては保健所等の公的機関による原本照合印が求められる。

- 今般、**マイナポータル上で資格確認ができるようになり、本年11月以降に医師も対象に加えられる予定**である。なお、マイナポータルからは、改ざん対策を施したPDF形式でのデジタル資格者証の取得も可能とされている。
- ついては、少なくとも、**医師免許証の提示やその写しの提出に代わり、マイナポータルで資格確認を行うことができる制度とすべき**。更には、マイナポータルを活用することで、開設時の届出や届出内容の変更についてオンラインで行える制度としていくべき。

普通車等における封印の廃止

軽自動車と同様に、普通車・小型車においても封印を不要とすべき

- 普通車（3ナンバー）や小型車（5又は7ナンバー）では新規登録や移転登録等の際に必要な「封印※」について、登録制ではなく軽自動車検査協会への届出制が採られている軽自動車では不要とされている。

※普通車・小型車の後部ナンバープレートに取り付けられたアルミ製の留め具

- 近年、自家用車の保有車両数（本年5月末現在）において、普通車の20,979,800台、小型車の17,545,396台を超える23,304,477台と軽自動車も大きく普及しているほか、軽自動車でも高級化が進んでおり、普通車や小型車のみ封印を求める現在の制度は形骸化している。

また、封印があるためにオンライン申請が選択されないなど、自動車登録手続きのデジタル化を妨げる一因ともなっている。

- 軽自動車に封印がないことに起因する社会問題は見られないことから、**普通車・小型車についても軽自動車と同様に封印が不要となるよう制度を改めるべき。**

普通車の封印



軽自動車のナンバープレート





新経済連盟

Japan Association of New Economy